

# 松戸市こども育成計画

平成10年3月

松 戸 市

子どもと大人の  
多様な生き方を求めて

21世紀の松戸市は、少子高齢社会へと向かうとともに、家族形態も一層多様化が進み、地域社会や市民生活に大きな変化が生じるものと予測されます。



このようななかで、すべての子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、女性と男性が、共に自立した人間としてかかわりあいながら、より多様な生き方ができるようにと願って、「松戸市こども育成計画」を策定しました。

この計画は、子どもの育成と子育て支援に関して重要な役割を担うもので、次の3点を主たる目標として位置づけております。

すべての子どもと大人が ——  
のびのびと自由に生きられるように  
豊かに自信をもって生きられるように  
健やかに安心して生きられるように

この目標を達成するためには、行政をはじめ、市民、地域、法人などが互いに手をたずさえ、共通の目標に向けて、社会全体で取り組むことが極めて重要であると考えております。

本計画の推進にあたりましては、改めて、市民の皆様、地域の団体の皆様、社会福祉法人や学校法人をはじめとする事業者の皆様の惜しみないご理解とご協力を切に願う次第でございます。

最後になりましたが、アンケート調査にご協力をいただいた皆様をはじめ、貴重なご提言をいただきました懇談会の方々など関係各位のご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

平成10年3月

松戸市長 川井敏久

## 松戸市こども育成計画に寄せて

このたび、「松戸市こども育成計画」が策定されました。

21世紀も間近になったいま、経済、社会、文化等各面で時代的な変化が流動的に進んでいるなかで、特に、急速な少子高齢化社会の進行に直面して、次代を担う子どもたちの健全な育成とその基盤となる地域社会の活力の維持・増進への対応策の推進が急務となっています。

このため、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」、「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」などが全国的に進められてきました。さらに、これらと関連して、「児童育成計画」づくりが各地域で進められ、広がってきて、具体的な取り組みも着々と実施されています。

「松戸市こども育成計画」は、そのなかで、一際注目される特徴を持っているように思います。

その一つは、計画の理念として、こどもの成長と子育てという視点から、「共生の意味」を明確化し、「子どもの人権の確立」と「男女共同参画社会の理念」を高く掲げて、それらをベースに据えて、関係施策を体系的に組み立てていることです。

その二は、保健・医療・福祉政策をはじめ、教育、雇用、住宅、都市基盤整備等関連施策とともに、地域のありかた、市民のライフスタイルのありかたなども含めて、従前の観念や行動の転換をも意図する新しい社会計画的な視点にたって、市民、地域、法人、行政の各役割を組み込んでいることです。

その三は、子どもの最善の利益を確保するために、自由、自信、安心を保持した生きかたを保障し、それを支える社会支援、保育、教育等の社会サービスを確保していくために、市民意識や企業行動などの変革、市民、地域、法人、行政の連携による仕組みづくりに向けた対応を進めていこうとしていることです。

私たちが関与した「松戸市の明日の保育を考える懇談会」の提言を、この計画の策定に際して、参考にさせていただいたことを心より嬉しく思っています。

平成10年 3月

松戸市の明日の保育を考える懇談会 委員長  
聖徳大学教授 鈴木 政次郎

# 目 次

## 第 1 章 計画策定にあたって

1 節	計画策定の趣旨	1 頁
2 節	計画策定の背景	2 頁
3 節	計画の対象	6 頁
4 節	計画の位置づけ	6 頁
5 節	計画期間とローリング（見直し）	6 頁

## 第 2 章 基本的な考えかた

1 節	計画策定の視点	8 頁
2 節	めざすべき地域社会	8 頁
3 節	めざすべき地域社会を実現する ための政策課題	9 頁
4 節	課題解決にむけての基本的な 方向性	11 頁

## 第 3 章 施策展開の方向

1 節	計画の理念	13 頁
1 - 1	共存から共生へ	
1 - 2	子どもの人権の確立	
1 - 3	男女共同参画社会の理念	
2 節	子どもと大人をとりまく環境の変化	17 頁
2 - 1	子どもがおかれている状況	
2 - 2	大人がおかれている状況	
2 - 3	子育て支援に対する考えや評価	

3 節	施策を展開するうえでの課題 .....	26 頁
3 - 1	子どもの最善の利益確保への対応	
3 - 2	社会全体で子育てなどを支えられる仕組みづくり への対応	
3 - 3	規制緩和への対応	
4 節	計画の全体像 .....	29 頁
4 - 1	計画の枠組み	
4 - 2	基本的な方向性を目指した 1 2 の主要な施策	
4 - 3	行政の役割	
4 - 4	1 2 の主要な施策の展開の方向	
4 - 5	推進体制	

## 第 4 章 保育サービス等の整備

1 節	保育サービス等の現状 .....	81 頁
2 節	保育サービス等の将来需要予測 .....	81 頁

### 〔資料〕 (資料編はPDFファイルに収録していません。)

「松戸市明日の保育を考える懇談会」からの提言(抄) .....	85 頁
「児童家庭支援サービスに関する 松戸市民アンケート調査」(抜粋) .....	93 頁
「児童の権利に関する条約」(政府訳からの抜粋) .....	101 頁
子どもと大人の状況(統計) .....	104 頁
子どもの状況	
大人の状況	

サービスの状況（統計）…………… 109頁

保 健

医 療

福祉・教育

雇 用

住 宅

都市基盤

計画策定の経過と懇談会委員名簿等…………… 122頁

この計画でいう「子ども(こども)」とは、18歳未満の者をいいます。

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 節 計画策定の趣旨

戦後半世紀が過ぎ、時代も昭和から平成へと移り変わりました。この 20 世紀の後半、わが国は敗戦の混乱から抜け出し、奇跡的ともいえる経済成長を遂げました。

この結果、国民の生活水準はかつてなく豊かなものとなり、生活を支える基盤としての社会保障制度や教育制度等も著しく発展してきました。このようななかで市民生活も大きく変貌し、今日では市民のライフスタイルや価値観も多様化の様相を呈するに至っています。

近年の少子高齢化や家族形態の多様化の進展など、社会環境の変化は、市民の日々の暮らしにマイナスの影響を与えているわけではありませんが、そこから派生するさまざまな事象は楽観できるものばかりではなく、将来の地域社会の活力の維持増進に向けても大きな課題をわれわれに投げかけています。

このため、市ではこれらの影響を十分考慮するとともに、将来を見据えた課題への取り組みを積極的に推進することによって、今を生きる市民のみならず、将来このまちに住むすべての子どもと大人が、いきいきと、健やかに、安心して暮らせるよう、ここに、その指針となる基本的な考えかたや基本的な方向性などを示した「こども育成計画」を策定しました。

## 2 節 計画策定の背景

### 2 - 1 少子化の現況と今後の推移

本市では、昭和60年代初頭より少子化が進行し、平成8年の子ども人口（18歳未満の子ども）8万5千人は、昭和55年と比較すると実に32%の減少となっています。とくに、少子化が先行する就学前の子ども人口についてみると、昭和50年の4万9千人に対し、今日では、約2万8千人（平成8年）と大幅な減少となっています。

少子化の要因としては、晩婚化や非婚化がその主たる要因と言われていますが、20代から30代の女性を対象として実施したアンケート調査の結果でも、妻の結婚年齢が高いほど子供の数は少なくなっており、晩婚化が出生率の低下の一因であることがうかがえる結果となっています。また、国勢調査の結果から、本市において、晩婚化や非婚化が進展している状況が明らかとなっています。

理想的な結婚年齢については、20～24歳層の65%の者が20代後半（この年代に結婚した女性の子ども数の平均は1.67人）と回答していることから、今後、子育てしやすい雇用環境の整備や子育て費用の社会的代替など、思い切った支援策を講じないかぎり、女性がその生涯において生む子どもの数を表す合計特殊出生率が急激に回復することはないものと見込まれます。

なお、子育てにかかわる状況がこのまま続くとすれば、就学前の子ども人口は、今後10年間程度は横ばいに推移するものの長期的には再び減少に向かうものと予測されます。

### 2 - 2 高齢化の現況と今後の推移

本市の高齢化の現況と今後の推移については、平成6年に策定された「松戸市高齢者保健福祉計画」に次のように記されています。

本市が高齢化社会を迎えたのは平成3年であり、すでに昭和45年に高齢化社会を迎えた国との比較では両者に21年間の差が生じています。また急激な都市化により短期間に人口が急増した本市では、この人口急増の影響をまともなうけ、高齢化率が14%をこえ高齢社会に至るのは平成18年、25%をこえ超高齢社会になるのは平成27年と見込まれています。

( 図表 1 ) 少子化の推移

( 単位 : 人 )

年	松 戸 市					国
	人 口	就 学 前 の子ども	子 ども	出 産 期 適 齢 期	高 齢 者	人 口 (千人)
昭和50年	344,558	48,928	110,070	69,148	12,986	111,940
1975 年	人口比	14.2 %	32.0 %	20.1 %	3.8 %	
昭和55年	400,863	43,776	126,554	73,261	18,387	117,060
1980 年	人口比	10.9 %	31.6 %	18.3 %	4.6 %	
昭和60年	427,473	36,122	122,675	69,931	23,392	121,049
1985 年	人口比	8.5 %	28.7 %	16.4 %	5.5 %	
平成 2年	456,210	31,123	106,692	69,182	30,415	123,611
1990 年	人口比	6.8 %	23.4 %	15.2 %	6.7 %	
平成 8年	460,873	27,847	85,533	72,069	43,557	125,570
1996 年	人口比	6.0 %	18.6 %	15.6 %	9.5 %	
平成14年	461,000	30,912	78,049	72,115	62,032	127,286
2002 年	人口比	6.7 %	16.9 %	15.6 %	13.5 %	
平成19年	467,000	29,742	77,601	67,632	81,957	127,782
2007 年	人口比	6.4 %	16.6 %	14.5 %	17.6 %	
平成22年	470,000	27,617	78,016	62,640	92,000	127,623
2010 年	人口比	5.9 %	16.6 %	13.3 %	19.6 %	

\* 1 平成 8 年までは国勢調査に基づく実績値。

\* 2 平成 8 年の人口内訳は、平成 7 年国勢調査人口及び平成 7・8 年住民基本台帳人口との差から求めた推計値。

\* 3 平成 14 年以降は、松戸市総合計画の設定人口。

すなわち本市においては、高齢化社会から高齢社会に至るまでに要する期間は 15 年間（国は 25 年間）、高齢社会から超高齢社会まではわずか 9 年間（同 25 年間）となり、本市の今後の高齢化速度は国とは比較にならないほど急激なものとなっています。

さらに、人口急増期（昭和 30 年代後半～50 年代前半）に住みはじめた、当時 30 歳前後であった市民は、平成 17 年頃より一斉に 75 歳を迎えることになり、

これを機に本市では、特に介護サービスなどが必要とされる75歳以上のいわゆる後期高齢者が急増する事態が生じることが予測されています。

(注：ここで記述している推計人口については、「松戸市高齢者保健福祉計画」策定時(平成6年)のもので、本計画の推計人口とは若干の違いがあります。)

## 2-3 ライフスタイルの変化と家族形態の変容

人口構造の転換が進むなかで、多くの市民は個々の価値観に基づく多様な生き方やライフスタイルを選択するようになってきています。さらに今日では、女性の社会進出も進展し、その活躍の機会や場も従来と比べれば多方面に展開されつつあります。

(図表2) 離婚件数の推移

年度	人口	離婚件数	人口千対
昭和55年	400,863人	444件	1.1人
昭和60年	427,473	665	1.6
平成7年	461,503	900	2.0

このような市民生活の変化に対応して、家族形態も核家族が普遍化する一方で、離婚と再婚の増大(図表2)、単身赴任の一般化などが進展し、単親家族をはじめ、血縁と非血縁、同居と別居など、さまざまな組み合わせによる家族形態が生まれつつあります。また、高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者の増大などもあり、家族形態は年々小規模化(図表3)するとともに多様化しつつあります。

(図表3) 1世帯当たりの人数の推移

年度	人数
昭和50年	3.35人
昭和60年	3.06
平成7年	2.68

## 2-4 地域社会の現況

これまで述べたように、少子化や家族形態の変容など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきています。今日の地域社会は、このような環境の変化に応じて、それにふさわしい社会の仕組みを早急につくりあげていかななくてはならないという問題を内包しています。このような状況のなかで、我々に課せられた課題は、

ひとつは、家庭や地域、学校などが一体となって、子どもの成長を支援し、子ども

もであっても多様な生き方が選択できるようにすること、もう一つは、子どもの成長基盤である家庭への支援、すなわち妊娠や出産、育児などの子育て期にあたる大人が自由に社会参画し、多様な生き方が選択できるように、子育てや介護などの家族機能の社会化（これまで個人や家族の役割であったことを社会が代替していくこと）を整備していくことです。

むろんこれらの課題は、単に子どもやその保護者のみならず、身体の不自由な人や高齢の人にとっても重要な意味を有しています。

地域には、子どももいれば大人もいます。身体の不自由な人もそうでない人もいます。健康な人も病気の人もいます。女性も男性もいます。これらのさまざまな市民がそれぞれの生活をする場が地域にはなければなりません。

幼稚園や学校、職場、街なかなど、あらゆる時、あらゆる場所で、これらの市民が共に生きることができる活気ある地域社会の形成が必要です。

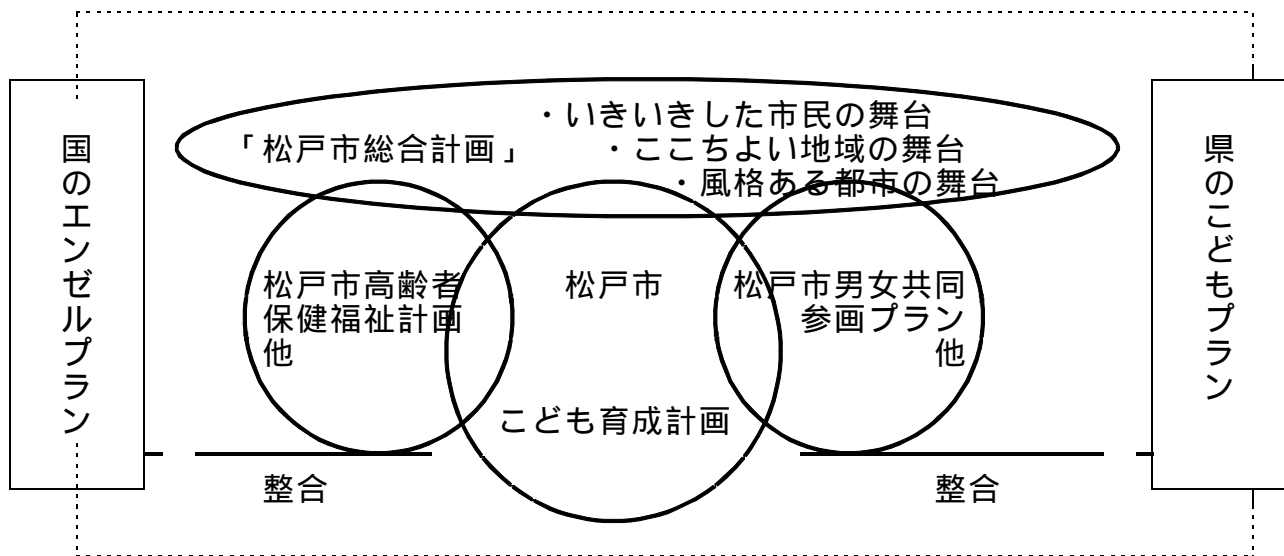
### 3 節 計画の対象

本計画の対象となる市民は、狭義的には子どもと妊娠・出産・子育て期にあたる大人が対象となりますが、広義的にはすべての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定しています。

### 4 節 計画の位置づけ

この計画は、「松戸市総合計画」の部門別計画の一つであり、両計画の位置づけを図示すると、下図のようになります。

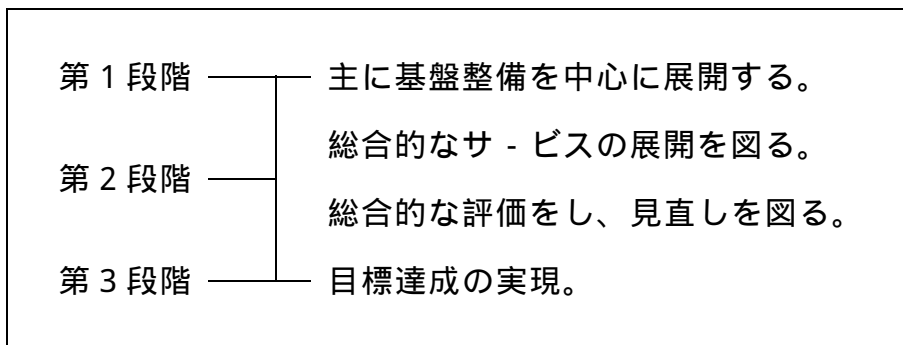
(図表4) 本計画と「松戸市総合計画」との関係



### 5 節 計画期間とローリング(見直し)

計画の期間は、平成10年度から22年度(13年間)までとします。

実施過程については、段階的にわけ、順次施策を進めていくものとします。その際、人口推計に基づく本市の少子化の進展速度などについては十分考慮するとともに、短期的に解決すべき施策や長期的に見て早急に準備すべき必要のある基盤整備などについては、最優先事項として推進するものとします。



なお、本計画については、社会環境の変化や計画事業の有効性を考慮し、お  
おむね3年ごとに見直しするものとします。

## 第2章 基本的な考え方

### 1節 計画策定の視点

本計画は、保健・医療・福祉政策をはじめ、教育政策、雇用政策、住宅政策、都市基盤整備、地域のあり方、市民のライフスタイルのあり方なども含めて考えなければならない、極めて空間的広がり、時間的なつながりのある社会性の強い計画です。したがって、本計画の策定にあたっては、国、自治体、民間団体の政策や活動との整合性や総合性を図っていくことはもとより、これまで社会では当たり前と考えられてきた観念や行動の転換をも意図する必要があることから、行政の単なる保健・医療・福祉政策としてではなく、従来の概念をこえた社会計画として位置づけ、それにふさわしい内容とスケールを持たせることとしました。

### 2節 めざすべき地域社会

少子高齢社会を迎え、地域社会のあるべき姿を次のようにえがくものとします。

すべての市民が、年齢や性別、信条、能力、心身の障害の有無、婚姻の有無などにかかわらず、一人ひとりがかげがえのない存在であることを認め合い、等しく多様な生き方ができるよう選択の自由と機会均等が保障されたなかで、自ら選んだその生涯を、いきいきと、健やかに、安心して暮らすことができる地域社会

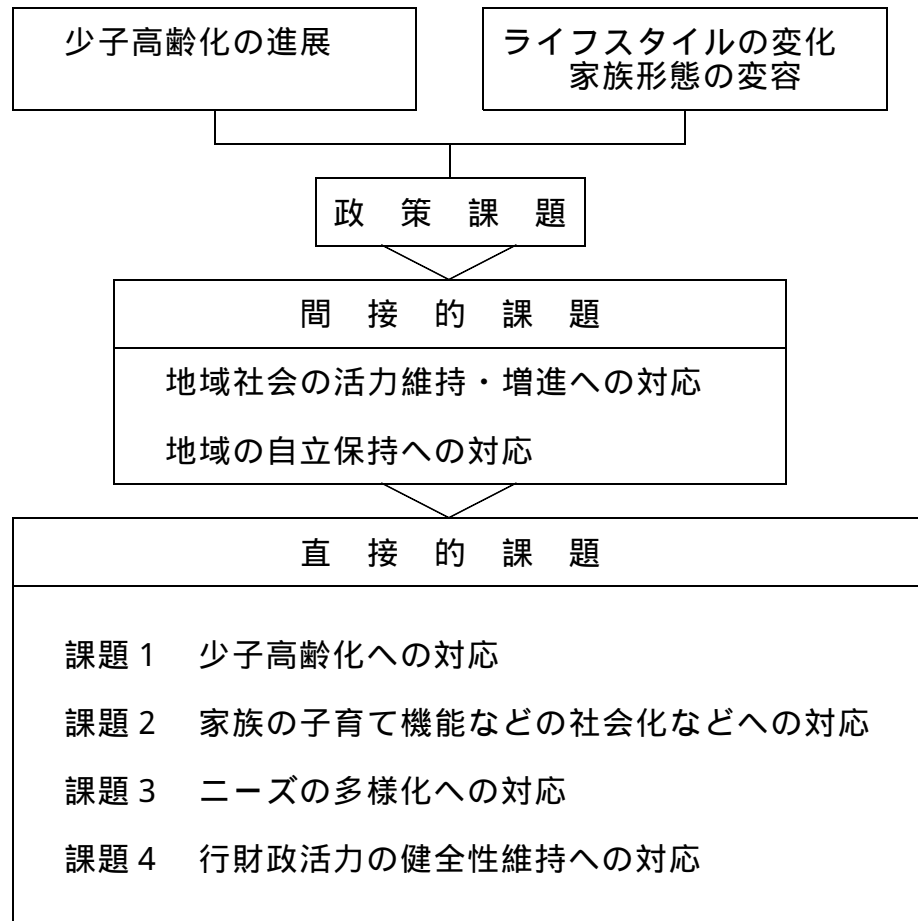
すべての市民が、地域の主体者としての役割を自覚し、行動し、地域の自立を支え、その協力によって作り上げられていく地域社会（福祉コミュニティー）

### 3節 めざすべき地域社会を実現するための政策課題

主要な政策課題としては、第一に少子高齢化の進展や家族形態の変容などによって社会環境が大きく変化しても、地域社会の活力維持・増進をいかに図るかであり、

第二としては女性の社会進出の進展や家族形態の変容、地域における人のつながりの希薄化などに伴う家族の子育て機能などの低下に対して、地域の自立機能をいかに維持し、高めていくか、の2点です。いずれも極めて抽象的な課題ですので、ここでは図表5に示すように課題を2段階

(図表5) 課題の構成



構成にし、この抽象的な課題を解決するための直接的な課題を次のとおり設けることにしました。

#### 課題1 少子高齢化への対応

子どもの減少は、家庭や学校などにおいて、子どもと親や教師との触れ合う機会が確保されやすくなったり、また保育所や学校などで子どもが遊んだり、学んだりする場の確保がより容易になるなど、子どもの成長に好影響を及ぼす反面、子ども同士の交流機会を少なくするだけでなく、大人による過保護や過干渉をも生みやすくする一因になるとも考えられ、子どもの成長にとって必ずしも良い面ばかりでないことが懸念されるところです。

また、高齢化については、豊富な経験や知識、技能などを有する高齢者が増えることによって、より活力ある地域社会がつくられていくとの予測も示されていますが、一方では、将来の介護力の確保などの問題も懸念されるところであり、「松戸市高齢者保健福祉計画」においても、高齢者自身の自立期間をいかに伸ばしていけるかが、大きな課題として位置づけられています。

このため、次の2点をここでの課題とします。

ひとつは、いかにして子どもの世界を広げ、子ども自身による自律的な成長の可能性を確保していくかであり、また、将来、高齢者となる子どもの幼少時からの健康づくりを促進していくかということです。

他のひとつは、子どもが多い時代につくられた現在の子どもに対する各種サービスの供給態勢などを、いかにして少子時代にふさわしいものにつくり変えていくか、将来想定される介護需要量に見合った社会的介護サービスなどを地域福祉の視点からいかに確保していくかなど、現在の社会基盤をどのように少子高齢社会に対応したものにつくり直していけるかということです。

## 課題2 家族の子育て機能などの社会化などへの対応

家族の小規模化など家族形態の変容は、女性の社会進出の進展などとあいまって家族の活力や機能を変化させる要因となりえます。今後は家族の子育て機能の社会化や子育て中の家族への支援などに対するニーズが一段と高まってくると予測されます。

この家族の子育て機能の社会化や子育て中の家族への支援などを、いかに一人ひとりの市民のライフスタイルやライフステージに応じて適切に対応していくかが課題となっています。

## 課題3 ニーズの多様化への対応

保健・医療・福祉・教育サービスなどの多様なニーズに的確に応えていくためには、需要と供給のズレの是正や供給主体の多様化、さらには質の高いサービスの確保が不可欠です。

このため、サービスの需要と供給が一致していない部分の見直しや多様なニーズへの対応を図り、サービスの有効性を高めていくことが課題となります。

## 課題4 行財政活力の健全性維持への対応

保健・医療・福祉・教育サービスなどを総合的に展開させていくためには、市の行財政面での少子化に向けたシフトが必要になるものと予測されます。

このため、既存の行財政運営の見直しを行い、より生産性の高い自治体経営を行っていくことが課題となります。

### 4節 課題解決に向けての基本的な方向性

上で述べた課題の解決に向けて、基本的な方向性を次の3つに設定しています。

#### (1) 地域活力の維持・増進

時代環境が変化しても、地域の活力を維持・増進できる社会を形成するため、子どもから大人まで市民一人ひとりが多様な人々との交流をとおしてその有する能力を発揮し、より自立的な生活を営むことができるよう必要な社会機能を構築します。

なお、「地域の活力を維持・増進できる社会」とは、具体的には次のような地域社会をいうものとします。

すべての子どもが、その生命の有する成長の可能性を最大限発揮することができる地域社会

すべての市民が、その有するノウハウや技術、労力などを活用できる機会が確保された地域社会

子育て中の市民などに、必要な社会サービスや健康づくりのための環境を確保することによって、各種サービスの適正需要が保持できる地域社会

すべての市民が、安全で、安心できる生活が営めるように都市基盤や社会サービスが整備された地域社会

#### (2) 地域の自立の確保

少子高齢化が進展しても、市民が自立した生活を確保できるよう、家族の子育て機能の社会化を図ります。

すなわち、子育てにかかわる第一義的な責任はその保護者が有するものですが、子育てなどを家族のみに負わせるのではなく、社会全体で子どもの育成ができるようにすることによって、地域の自立を維持・増進することがここでの目的です。

### ( 3 ) 計画の推進

これまでに経験したことのない人口構造の変化や地方分権化が進展するなかで本計画を確実に推進していくため、行財政基盤の自立性を高めることはもとより、市民や地域、企業、公共団体などの英知と創意を結集し、社会全体で推進していくことができるようにします。

具体的には、次の3点をいうものとします。

良質な社会サービスをより低い社会コストで確保できるようにする。

計画の推進に必要な関係者の協力を得るため、行政内外の意思の共通化が図れるよう環境を整える。

計画推進に必要な経済的、人的資源の確保などを図る。

## 第3章 施策展開の方向

### 1節 計画の理念

#### 1 - 1 共存から共生へ

共生の考え方については、さまざまな考えがあることが推察されるようですが、人と人とがどう向き合い、どうかかわりあっていくのか、という課題は子どもの成長を考える際の最も基本的な事柄です。そのため、子どもの成長と子育てという視点から、あえて「共生の意味」をここでは明確化し、計画全体にこの考えを通底させることにしました。

ここでいう共生とは、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、あるいは女性と男性が、同時代を共に生きてゆくなかで、異なる生命と生命、人格と人格を対峙させながら、健全なパーソナリティ（人間性・人格）を育てていくことを意味します。

ただ共に存在するだけでなく、共に生きてゆくこと——すなわち、多様な価値観を有する人と人とが深いところで関わり合いながら、近くでそして遠く離れてなお、互いにその生を凝視し続けてゆくことです。

「共存」から「共生」へ、計画の策定にあたってはこの「共生の意味」に重きをおき、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、女性と男性の生き方や関わり方に焦点をあてることに意をそそぎました。より具体的には「子どもの人権の確立」と「男女共同参画社会の理念」をベースにして、施策群を体系的に組み立てています。

#### 1 - 2 子どもの人権の確立

##### 1 - 2 - 1 児童観の転換

子どもの人権については、かねてからその重要性が指摘されてきたところですが、これまでは「人権」という言葉のもつ難解さや対象が子どもであるがゆえに常に大人の価値観などが優先されがちになる現実のなかで、ややもすると抽象的に、あるいはあいまいに議論されてきた傾向があります。しかし平成6年、「児童の権利に関する条約」が我が国においても批准され、子どもも人権を有する一人の人間であ

ることが再確認されました。このなかで子どもは「保護される存在」から「権利を行使する主体としての存在」へと、児童観の大きな転換が図られました。以後、従来よりは子どもの人権についてもより実践的に語られる機会が多くなってきたようにもみえますが、子どもの考えや意見が実際の社会のなかでどれほど反映されているかとなると、家庭や地域、学校、職場などにおけるさまざまな場面において、なお課題が残っているのが現状です（資料 「児童の権利に関する条約」参照）。

#### 1 - 2 - 2 大人の価値観の押しつけ

子どもの成長は、本人はもとより保護者にとっても希望であり、大きな喜びでもあります。しかし、もし子どもが大人の価値観や倫理のもとに過度に干渉、管理されたり、必要な保護を受けることもなく放任されたままであるとしたら、もはやそこには生命の有する可能性を見い出すことも、子どもの人権の確立も共生の意味も見い出すことはできないでしょう。これは、しつけや教育、子育て、養護などの名において、子どもがその成長過程のなかで獲得していくであろう人間愛や主体性、自信や意欲などの「芽」をわれわれ大人が摘んでこなかったか、子どもと考えや意見が異なったとき、たいした議論もせず一方的に大人の思いを押しつけてこなかったか、ということでもあります。

むろんこれらの行為の多くは、子どもにとってよかれという大人の思いや、保護、善意、愛情から出ていることは間違いありません。しかし、今なお成長過程にあり大人の深慮などに思いも至らぬ子どもに、もしこのような形で、一方的に大人の価値観や倫理を押しつけるとすれば、子どもがどこまで社会性や主体性、生命を尊重する心などといったものを具備し、いかに個性を発揮するかは疑問の残るところです。

より多くの大人は、子どもの有する知能や体力、あるいはやさしさや社会性などといった人間のある部分のみを評価し、子どもの姿全体を、ありのままに受容するということをあまりしてこなかったようにもうかがえます。社会にはさまざまな考えや意見をもち行動する子どもがいることを認める一方で、子どもが個性的になることを恐れ、画一的な生き方、すなわち大人の価値観にあった子どもになることをどこかで期待してこなかったか、ということでもあります。

### 1 - 2 - 3 子どもの世界

子どもには子どもの世界があります。それは時として、大人の価値観や倫理からみれば、悪とみえることもあるでしょうし、許されざることとうつる場合もあるでしょう。しかし、子どもの時代が大人の準備期間としてあるのではなく、子どもとして、その存在自体があるのですから、子どもが子どもとして生きている時間が限りなく尊重されなければ、縮小化しつつあると言われている子どもの世界がふたたび広がりをもつことも、子どもの自主性や社会性などが育つこともないでしょう。

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んぜられる

児童はよい環境のなかで育てられる

いま改めて、この児童憲章前文にふれたとき、子どもの最善の利益を確保していくためには、我々大人が子どもの人権を大切にしていくことが、いかに重要なことかを知ることができます。

そこでこの計画では、子どもの人権の確立を根底にすえたうえで、すべての子どもたちが、人格ある主体として、一人の市民として尊重されるなかで、多様な自立が図れるようになることをめざしました。

### 1 - 3 男女共同参画社会の理念

子育てや介護という今日なお女性の役割という偏った認識がつよく、家庭においても地域においても、また職場においてもジェンダー（社会的・文化的につくられた性差）が色濃く残っています。このような社会環境のなかで子育てをしている女性、とりわけ乳幼児期にあたる子どもを育てている女性が、子育てのために費やす時間と労力は膨大であり、これに家事や就労が加われば、女性が自分のために自由に使える時間は限りなく少なくなります。

一方、家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化の進展など、子育て期にある女性を取り巻く社会環境の変化は著しく、これらの変化に追いつけない社会システムのなかで、子育てそのものが困難になっている状況があります。

このため、子育て期にあたる女性の心理的・身体的不安感や負担感にはかなり高いものがあると予測されるだけでなく、妊娠・出産・子育てと続く過程のなかで、女性自身の自立が社会的にも阻害されていることがうかがえるところとなっています。また、女性が置かれているこのような状況が、子どもの生活にも計り知れない影響を与えていることは容易に推察されるところです。

いかなる状況にあっても女性が女性として、社会の一員として広く、深く人や社会と関わり、自立し、いきいきと生活したいと望むことは当然の理でしょう。この女性たちの素朴な願いを実現することは、女性のみならず、男性にとっても、子どもたちの生きる環境にとっても極めて重要なことです。

子どもは、知識や価値観などを伝達しようとする大人たちによってのみ育つのではなく、それとは異なる価値観などを有する他の大人や子どもたちと接するなかから、いわばそのおかれた環境総体から学び、育っていくものです。妊娠・出産という人間の崇高な営みにある女性たちの多くが、男性とともに子育てし、自らの意思で選択した多様な生き方が、家庭はもとより広く社会のなかで気兼ねなくできるようになれば、子どもも父親はもとより、そんな母親をとおしてより多くの人々と接し、より多くの体験をつみ、こころ豊かに育っていくことになるでしょう。

よって、この計画では、女性と男性がともに自立し、互いの人格を尊重しあった対等な関係を築きあげていくことなくして、自らが置かれた環境総体から学び、育っていく子どものこころに真の豊かさを育てていくことはできないだろうとの認識に立ち、子どもの人権の確立とあわせて男女共同参画社会の基本的な理念を第2の視点に据えたものです。

## 2 節 子どもと大人をとりまく環境の変化

### 2 - 1 子どもがおかれている状況

子どもの世界には近年、かつてとは性質を異にするさまざまな現象が浮上していますが、より多くの子どもは、日々元気に幼稚園や保育所、学校などに通い、夢や希望をふくらませています。しかし、これらの子どものなかにも懸念される事柄がないわけではありません。傷つくことを恐れ、深く友達とかかわらなくなっているとか、仲のよい小グループのなかだけで遊び、他の友達を排除するとか、健全なパーソナリティーの形成に向けて危惧される問題を抱えているように見えます。

一方、糖尿病や心臓病などの生活習慣病に罹患している子ども、いじめ問題や校内暴力などに悩んでいる子ども、長期にわたって学校を休んでいる子ども、さらにはかなりの長時間学習、性非行・性犯罪の低年齢化、薬物乱用など、少数ではありますが、その内に深刻な問題を抱えている子どももいます。

子どもの世界で起きているこれらの現象や問題は、家庭環境や学習環境、友達関係など、ある特定の要因に基づくものではなく、さまざまなものが複雑に絡み合った複合的な要因から発生しているものと思われます。むろん、現象や問題を個別化すれば、子ども自身の責も問えるでしょう。しかし、その子どももまた、自身を取り巻く複合的な要因の影響を受けて生きているのです。

少なくとも今、問わなければならないことは、責任の所在ではありません。これらの現象や問題を、個人の問題としてではなく、広く社会の問題として受け止めたうえで、子どもを取り巻く環境総体 - すなわち、大人がつくりだした環境総体 - について問うことが必要でしょう。

情報化や国際化をはじめ、飽食化、少子化、家族形態の多様化、学歴偏重社会がうみ出した学力試験への偏重、地域社会のつながりの希薄化の進展など、すべて子どもがつくりだしたものではなく、われわれ大人が自らの価値観でつくりだしたものです。現に、子どもの世界で起きている現象は、ほんの少し言葉を置き換えれば、すべて大人の世界にもあてはまるものばかりです。

家庭、地域、学校なども含めて、大人がつくりだしたこのような環境総体が、子どもの価値観や希望の形成にどのような影響を及ぼしているのか、その内面には計り知れないものがありますが、いま子どもがおかれている状況をみることによって、

その一端をうかがい知ることはできるでしょう。

### 子どもの世界の縮小

子どもは家庭、幼稚園、保育所、学校、塾、習い事などと一日の大部分を大人の管理下におかれ、乳児は別として、一般的には高学年になるにしたがい、子ども自身が自由に使える時間が極端に少なくなっていることがうかがえます。こうしたことから、子どもの減少とあいまって、子どもの世界が全般的に縮小化され、子ども自身が自ら考え、判断し、行動することも少なくなったばかりか、他の面においてもさまざまな影響が懸念されるようになっていきます。

### 情報化にさらされる子どもの世界

テレビ、パソコン、雑誌など日々多様なメディアからあふれる情報は、大人の世界だけでなく、子どもの世界にも同じ速度で着実に浸透しています。とくに音声や映像による情報は、大人と子どもの区別をせず、等しく同じ内容のメッセージを送り続けているので、今の子どもは、選択する力が十分備わっていない幼少の頃から大人と同様の情報にさらされ、この面での大人と子どもの境い目の急激な低下が危惧されています。

### モデルなき子どもの世界

社会環境が今日ほど急激に変化することのなかった時代には、子どもにとって、周囲の大人は、子どもが生きていくうえでの一つのモデルになりえました。父母のようになりたければ、父母のように生きていきさえすれば何とかなりました。少なくとも、何とかなる可能性は十分ありました。しかし、今はそうはいきません。大人から伝達されたノウハウが、10年後も使えるかどうかもわからないからです。モデルを喪失した子どもは、ともすれば自信を失いがちになり、不安と動揺を抱え、海図なき航海を続けていかなければならない状況におかれています。

### 多様な生活基盤をもつ子どもの世界

家族は、子どもたちにとって生活の基盤となるものです。その家族の形態が近年、女性の社会進出の進展とあいまって、大きく変容しつつあります。核家族が普遍化していく一方で、離婚と再婚の増大、あるいは独身で子どもを持つ女性の社会的認知の進展、単身赴任の一般化などが進行し、血縁と非血縁、同居と別居などさまざまな組み合わせによる家族形態が生まれ、多様な子どもの生活基盤が出現していま

す。しかし、社会の仕組みや市民意識は今日なお、従来の家族像を基本にしているものが多く、この狭間のなかで生きる保護者と子どもが年々多くなっています。

## 2 - 2 大人がおかれている状況

子どもの世界同様、子育て期にある大人の世界も、社会環境の変化のなかで著しく変わりつつあります。

とくに地域社会のつながりの希薄化や価値観の多様化が大人の世界で進行し、これに伴い、かつてのような確たる社会規範や道徳が、大人の世界から減少しつつあります。このような状況のなかで、社会環境の変化に適応した新たな規範や道徳を模索しつつある大人自身、意図的な育児情報や教育情報の氾濫に巻き込まれ、一抹の不安を抱えているようにみえます。それでも、より多くの大人は、妊娠・出産・子育てを至福の喜びとうけ止めていることも今日的状況でしょう。

子どもは勉強だけがすべてではない、と過半の大人はいいます。しかし、その一方で大人の一部には、勉強だけがすべてではないと思いつつも、「いい学校からいい会社へ」という誘惑に抗いきれず、子育ての第一目標を、子どもの自立ではなく成績の向上へと変更してしまう人もいます。

一方、子どもが乳幼児であれば、子どもは母親の至上の愛のなかで育てられるべきであるとする根強い社会通念のもとで、自己実現を求めている女性もいます。あるいは子育てと仕事の間で、矛盾や困難を抱えながら悶々とした日々を送っている大人も決して少なくありません。むろん出現数は少ないですが、子どもの虐待の背景に、このような矛盾や困難などが潜んでいることも見逃せない事実でしょう。

子育てに時間を割きたくとも割けない大人もいます。子育てにしか生きる喜びを見い出せない大人もいます。夫婦の暮らしを優先しがちな大人、子どもの生活を大切にしている大人、遠く離れて子どもの行く末を案じている大人もいます。

このように大人の世界もさまざまですが、子育てに何の悩みももたずに生きている大人はむしろ稀でしょう。

なお、結婚・出産・子育てと、就労に関する具体的な大人の意識や実態を知るために、本計画策定に先がけて行った「児童家庭支援サービスに関する松戸市民アンケート調査」の結果を次に列記します（資料 「児童家庭支援サ - ビスに関する松

戸市民アンケート調査」参照)。

### 20～30代の女性の結婚・出産の実態

結婚時の年齢を女性調査(20～30代の女性対象)からみると、結婚時の平均年齢は、妻(回答者)=24.7歳、夫27.7歳となっています。また、未婚者の理想の結婚年齢は、「20代後半」とする人が多く(55%)、次が「年齢とは無関係(17%)」の順となっています。さらに、未婚者の半数以上が、結婚から最初の出産までの期間を2～3年後と考えています。

次に、現在の子ども数ですが、現在子どもがいると回答した者は、全体の半数となっています。その半数の方の内訳は、1人が40%、2人が44%であり、3人は13%、4人は3%と少数となっています。

将来の出産の予定については、図表6に示すとおり、出産のつもりが「ある」と答えたのは約半数の55%となっています。未婚ないしは既婚で子どものいない人では、その8割以上が「ある」と答えています。すでに子どもがいる人で「ある」と答えた人は3割に届いていません。ちなみに、出産のつもりが「ある」と答えた人の中で、未婚のケースでは、平均2.16人の出産を考えていますが、既婚で子供がいない場合は1.87人となっています。

(図表6) 既婚・未婚と子の有無別の将来の出産予定(女性調査Q9×Q1×Q7)

	合 計	既婚子あり	既婚子なし	未 婚
ある	54.5%	28%	83%	76%
わからない	19.7%	23%	14%	18%
ない	23.7%	45%	3%	5%
NA	2.1%	4%	0%	0%
全 体	859	405	140	309

これらの状況から、合計特殊出生率が「2」を下回るであろうことは容易に推察のつくところとなっています。

続いて、長子と末子の誕生時の女性の平均年齢からは、結婚が早く、長子を出産した年齢が若いほど子の人数が多いという関係がみられ、本市においても、晩婚化が少子化現象の一因になっている状況が確認できました。

## 女性の職業と出産・子育て

少子化の要因である晩婚化の背景にある女性の社会進出に対する意識、つまり女性の職業と出産・子育てとのかかわりについての考え方は、大別すると次の2派にわかれてきました。

**育児専念派** 子どもがある程度大きくなるまでの間、女性は家庭で子育てに専念すべきである

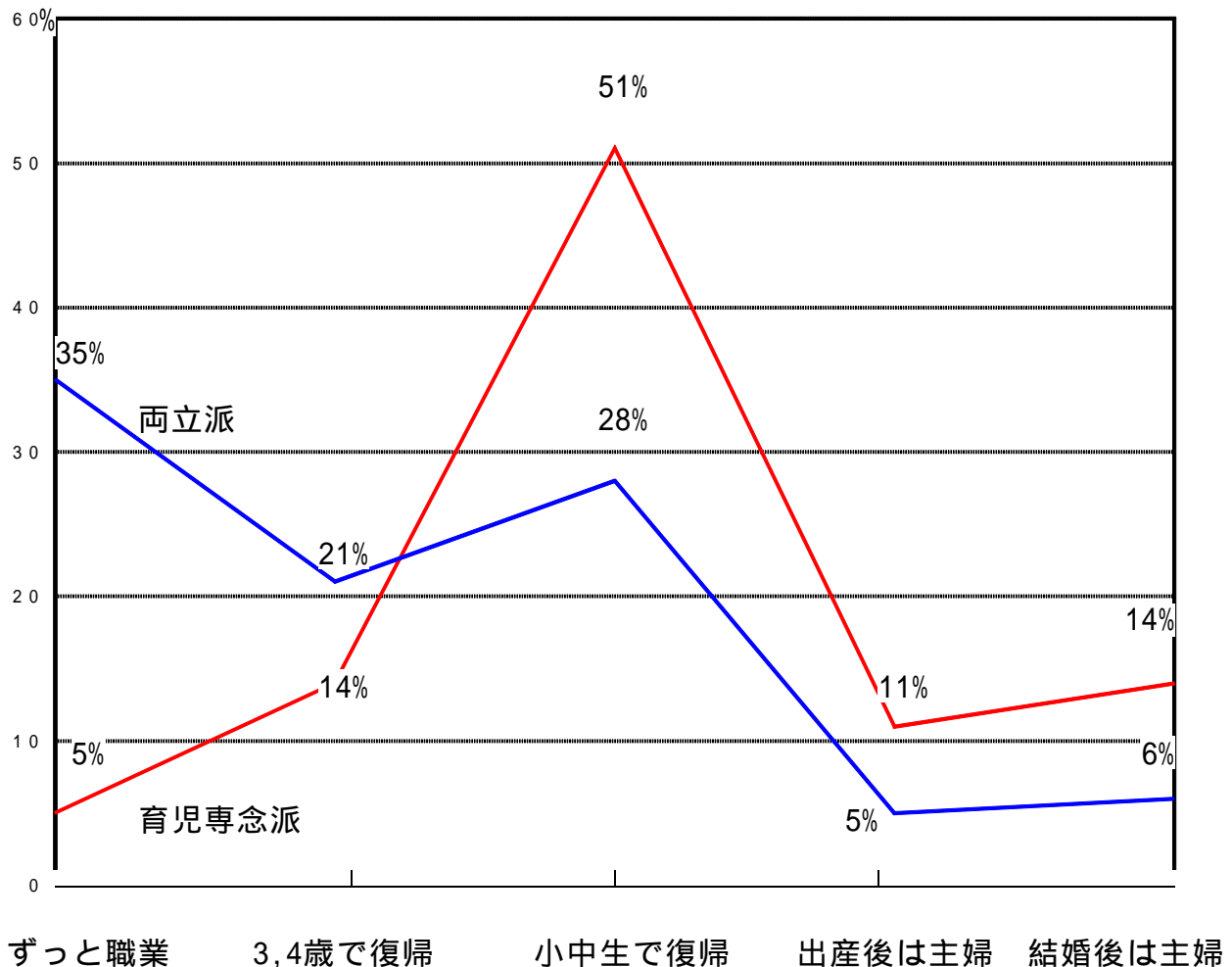
**両立派** 女性が職業につきながら出産・子育てと両立させるためには保育所などの制度やサービスを積極的に利用すべきである

一般調査（20歳以上の市民対象）では、「両立派」のほうが「育児専念派」より10%ほど高く、この傾向は男性にかぎってみても同様の結果となっています。これを年代別にみると、20～30代では「両立派」60%、「育児専念派」32%であるのに対して、60代以上では「育児専念派」59%、「両立派」36%となって、両派の関係が逆転しています。

次に、女性調査から、女性の職業の持ち方についての回答者本人の実際のタイプをみてみますと、結婚または出産以後職業につかないとする者は2割に届かず、女性の就業意識に極めて高いものがあることがうかがえました。このようななかで、女性の職業と出産・子育てとの関係をみますと、次ページの図表7に示すとおり、現実的には両派ともに考えの中心は、「子どもが3、4歳になったら職業につくタイプ」「子どもが小学生、中学生になったら職業につくタイプ」ですが、両立派ではその重心が就学前児童期により傾いていることがわかりました。なお、就労理由は「生活費を稼ぐ」などの経済的理由だけでなく、「能力を生かしたい」「社会とのつながりを得たい」「自分で自由に使えるお金がほしい」などとなっています。

( 図表 7 ) 「育児専念派」と「両立派」の実際の就業タイプ

( 女性調査Q15 × Q14 )



このようなことから、本市の女性の就業率全体の水準がさらにあがると予想されるなかで、20～30代の男女の意識と行動のウエイトが長期的にみて「育児専念派」から「両立派」へと移行していく傾向にあることは否定できない、といえるでしょう。また、さまざまな理由から就労しており、労働に対する価値観の多様化が進んでいることがうかがえます。

#### 出産・子育てに関わる社会的制約や障害

少子化の要因の一つといわれている出産・子育てに関わる社会的制約や障害をみるまえに、女性調査のなかで3人以上子どもを出産している人に、その理由をきい

ていますので、まずそれについてふれておくことにします。

この理由のなかには、保育所や育児手当、育児休業制度なども加えていますが、結果は「兄弟姉妹が多いほうが子どものためになる」「子どもが好き」「中絶はしたくなかった」「女の子（または男の子）がほしかった」が上位を占めました。

3人以上という、今日では多産と呼べるような選択をするケースは、第一義的には個人の価値観があり、各理由の相関関係から、保育所などの社会的サービスが二義的、補足的役割しか果たしていないことがうかがえました。

次に、出産や育児を妨げる社会的制約や障害についてですが、これについては一般調査、女性調査、保護者調査（幼稚園と保育所の子どもの保護者対象）でたずねています。共通している4大要因は、「将来にかかる教育費の負担」「出産育児にかかる当面の経済的負担」の経済的な要因と、「子育てと仕事や学習との両立が実際には図りにくいこと」「子育てや家事を主に女性が担わなければならないこと」の社会的な要因となっています。

しかし、順位については子どもの有無によって若干異なっています。各調査とも、子どもがいるケースでは「将来にかかる教育費の負担」が一番ですが、子どもがいないケースでは「子育てと仕事や学習との両立が実際には図りにくいこと」が一番となっています。また子どもがいるケースでは「家が狭く部屋数が少ない」という現実的な要因が4大要因の次にきますが、子どもがいないケースでは「子育てには不安な世の中」という漠然とした要因となっています。なお、「安心できる遊び場や環境が少ない」は、子どもの有無に関係なく、一般調査よりも女性調査の結果のほうが順位が高くなっています。

ライフステージにそった対応が望まれるところでしょう。

## 2 - 3 子育て支援に対する考えや評価

### 子育ての社会的支援のあり方に対する考え

子育ての社会的支援策のあり方については、かねてから家庭への支援と保育サービスの充実など家庭の子育て機能を社会的に代替するという支援の仕方があり、どちらに重点を置くかは意見のわかれるところでした。

そこで一般調査において、社会的支援について基本的な次の2つの考え方を示し、

回答者の意見がどちらの支援により近いかをたずねてみました。

#### 家庭の育児機能を強めるための支援

社会の責任で育児機能を保障できる（社会的代替を促進する）ような支援

結果は、「家庭機能支援」43%、「社会機能支援」46%となり、拮抗した状況にあることがわかりました。回答者のいろいろな属性ごとにみても、両者の割合にあまり変化はみられませんでした。

このため、今後の社会的支援についてはどちらの機能も必要と考えられ、社会的代替機能の典型である保育サービスの単純な拡充だけでは、市民全体の要望には応じきれず、総合的な対応の必要性がうかがえました。

一方、より子どもを生き育てやすくするために、国や自治体に期待する政策については、一般調査と女性調査に共通する2大政策として、「両立できるように企業等の努力を促すこと」と「扶養控除額の大幅な引き上げなどによる減税」が浮かび上がってきました。しかし、次のグループになると、一般調査では「若い夫婦を優先的に公営住宅に入居させる」「職場の近くにある保育所に簡単に入れるような仕組みをつくる」「児童手当などの思い切った増額」であり、女性調査では「児童手当などの思い切った増額」「公園など遊び場の充実」「利用したいとき利用する特別保育」となっています。

最優先政策の多くが、現行制度上は主として国や県、企業などが第一義的に責任をもつ対応策になっており、今後、市はもとより国や県、企業などがそれぞれの役割のなかで総合的に考えていく必要があることがうかがえました。

#### 保護者による保育サービスの評価

子育ての社会的支援については、量的な面だけではなく、質の面でも重要であるとの認識にたち、どの園でも共通に行われている基本的な保育サービスを「保育時間の長さ」「室内環境」「年齢に応じた教育内容」など内容別に14項目にわけ、また付加的サービスを「算数教室」「絵画教室」「語学教室」など種類別に19項目にわけて、本市の保育サービスの現状の評価を保護者調査でたずねてみました。

基本的な保育サービスについては、項目数が多いので、ここでは総合的な満足度評価と特徴的な項目についてのみ述べることにします。

幼稚園の評価は、満足48%、普通33%、不満足9%、これに対し保育所の評価は、

満足53%、普通25%、不満足 8%であり、総合評価では保育所のほうが満足度が高い結果となりました。また保育所間（民間保育所と公立保育所）で比較してみますと、民間保育所のほうが満足度が高い結果になりました。

どちらかというとな満足の方角に向いているのは、幼稚園では「保育時間」、公立保育所では「児童数と職員の配置数」となっています。

一定の制度的制約がある保育所で、明らかに評価に差がみられ、職員の配置数やその他のコスト（どちらも民間保育所の方が少ない）と評価とは異なることがうかがえました。

次に、付加的サービスについてですが、幼稚園、保育所ともに1割程度の方が、「算数教室」「絵画教室」「語学教室」「水泳教室」などの実施を望んでおり、また幼稚園では「4時～5時頃までの時間の延長」の希望が極めて高く、「夏冬休み中の保育」に対する希望にも高いものがありました。

この評価を見る限り、幼稚園や保育所に子どもをかよわせている保護者の意識は、幼稚園には時間などの面でより保育所的になって欲しいと望み、保育所にはもう少し教育的な面にも力を入れて欲しいと望んでおり、このまま保育所が現在のサービスを続けて行くと仮定すると、いずれ保育所と幼稚園の境界はなくなる傾向にあることがうかがえる結果となりました。

### 3 節 施策を展開するうえでの課題

#### 3 - 1 子供の最善の利益確保への対応

「児童の権利に関する条約」のなかでもうたわれている「子どもの最善の利益」については、同条約の批准以降、顕著にマスコミや専門誌でも取り上げられるようになってきていますが、現状は言葉だけが先行し、「子どもの最善の利益」や「子どもの意見表明権」は今日なお抽象化されたままです。

「子どものため」ということで、限られた場面でしか大人は子どもに選択肢を与えてきませんでした。子どもたちの生活のためのルールも、一方的に大人が決めることも見受けられます。もちろん、選択の自由とは、人間が社会とのかかわりの中で生きていくものである以上、単なる無制限の自由であってはなりませんし、「自らの判断で選択し、行動したことには、自らが責任を負う」という自己責任の原則が伴っていることも忘れてはなりません。しかし、家庭や地域においても、保育や教育などの社会サービス面においても、子ども自身が自らの意思で選べるものが一つでも多く用意されなければ、自主性や自立心を養うことも、責任ある行動をとらせることもできないでしょう。

そこで、ここでは、「子どもの最善の利益」を確保するため、自由と保護、安心と自己防衛など二律背反するものの巧みなバランスをとりながら、いかに次の3点を考慮した政策を総合的に組み立てられるか、ということ課題としています。

すべての子どもが、暴力や災害などから守られ、健やかに安心して生きられるようにする

すべての子どもが、社会に用意された多くの選択肢のなかから自ら選択し、自由に、のびのびと生きられるようにする

すべての子どもが、人と社会と自然と物とのかかわりのなかで、豊かに自信を持って生きられるようにする

#### 3 - 2 社会全体で子育てなどを支えられる仕組みづくりへの対応

子育て期などにある大人を取り巻く状況にはジェンダーや学歴偏重、母性神話、社会システムの老朽化などから派生するさまざまな問題があります。しかもその多くはいずれも個人では解決することが困難なものであり、行政はもとより、市民、

地域、法人などが一体となって社会全体として解決に向けて取り組んでいくことが必要とされています。

このため、妊娠・出産・子育て期における大人が安心して子どもを生み、育て、かつ多様な生き方ができるように、社会としていかに支援し、社会サービスなどを確保していくかを前提にした、市民意識の変革や企業行動などの変革、市民、地域、法人、行政の具体的な連携を根底においた仕組みづくりへの対応がここでの課題となります。より具体的には、いかに次の3点を考慮した社会システムなどを構築できるか、ということです。

子どもを生み育てたいと願うすべての市民が、健やかに安心して子どもを生み、育てることができるようにする。

妊娠・出産・子育て期におけるすべての市民が、社会に用意された多くの選択肢のなかから自ら選択し、自由に、のびのびと子育てと社会活動ができるようにする。

すべての市民が、人と社会と自然と物との関わりのなかで、豊かに自信を持って子育てできるようにする。

### 3 - 3 規制緩和への対応

保育や教育サービスなどが、規制によって一定水準の質を保持してきたことは、大方の人の認めるところでしょう。しかし、規制が「一定水準の質」を保つあまり「最高水準の質」を求めてこなかったことも事実です。しかも過度の規制は、全国一律の画一的な保育や教育サービスなどを生み、子どもの多様性に柔軟に伝えてきたとは言いがたい側面を有しています。

サービスの種類によっては、制度的には必需サービスであるにもかかわらず、利用者がサービスの質を見極めたうえで選択したり、自分の好みに応じて選択することが困難な仕組みとなっているため、今日でも、供給者の視点からのサービスが提供されている状況が多々見受けられます。つまりどちらかという大人論理や供給者の視点で組み立てられたサービスが、子どもに対し一方的に提供されているのです。

福祉サービスなどについては、過度の規制によって、新規参入や施設の改築が非

常に困難になっていることから、寡占の弊害やサ - ビスの安定供給も懸念されるところとなっています。

たとえば、選択の問題で言えば、保母、幼稚園教諭や教師などを子どもは選ぶことはできません。だからこそ大人は子どもの成長にとって必要な環境整備をしなければならないのです。

人間の子は、人間との交流をとおしてはじめて人間になる、といわれています。

保育所や幼稚園、学校で、どのような人とどのようなかかわりをもつか、保母や幼稚園教諭、教師は選択できずとも、保育や教育の内容によっては、子どもが主体的に選択できる機会を増やすべきものもあるでしょう。そして何よりも子どもの世界がさらに楽しく、広がりのあるものにしていくことが肝要です。

このようなことから、保育、教育のサービスシステムなどの面において、子どもの多様性に着目した選択幅の拡大と「最高水準の質」の確保を図るために、いかに規制緩和を推進していくかが課題となっています。また、子どもを一人の人格ある主体として受け止め、一人ひとりの個性をかけがえのないものとして尊重し、保育所や学校などは教育の内容面における見直しを、いかに子どもの視点に立脚して実現していくかもここでの課題となります。

## 4 節 計画の全体像

### 4 - 1 計画の枠組み

第2章で述べた課題の解決に向けての基本的な方向性と、それを目指した主要な施策との関連を、次に示します。

大 目 的

目 標

1 地域の活力の維持・増進

時代環境が変化しても、地域の活力を維持・増進できる社会を形成するため、子どもから大人まで市民一人ひとりが多様な人々との交流をとおしてその有する能力を発揮し、より自立的な生活を営むことができるよう必要な社会の仕組みを構築する。

子どもがのびのびと自由に自信をもって生きられるようにする

子どもが安心して日常生活が送れるようにする

子どもが健やかに日常生活が送れるようにする

子育て期にある大人が自分の個性や能力に応じて気兼ねなく社会参画できるようにする

子育て期にある大人が安心して心身ともに健康に子どもを生み育てられるようにする

2 地域の自立の確保

少子高齢化が進展しても、市民が自立的な生活を確保できるよう、家族の子育て機能の社会化を図る。

地域の相互援助活動を確立する

良質なサービスがより低い社会コストで必要なだけ確保できるようにする

3 計画の推進

これまでに経験したことのない人口構造の変化や地方分権化が進展するなかで本計画を確実に推進していくため、行財政基盤の自立性を高めることはもとより、市民や地域、企業、公共団体などの英知と創意を結集し、社会全体で推進していくことができるようにする。

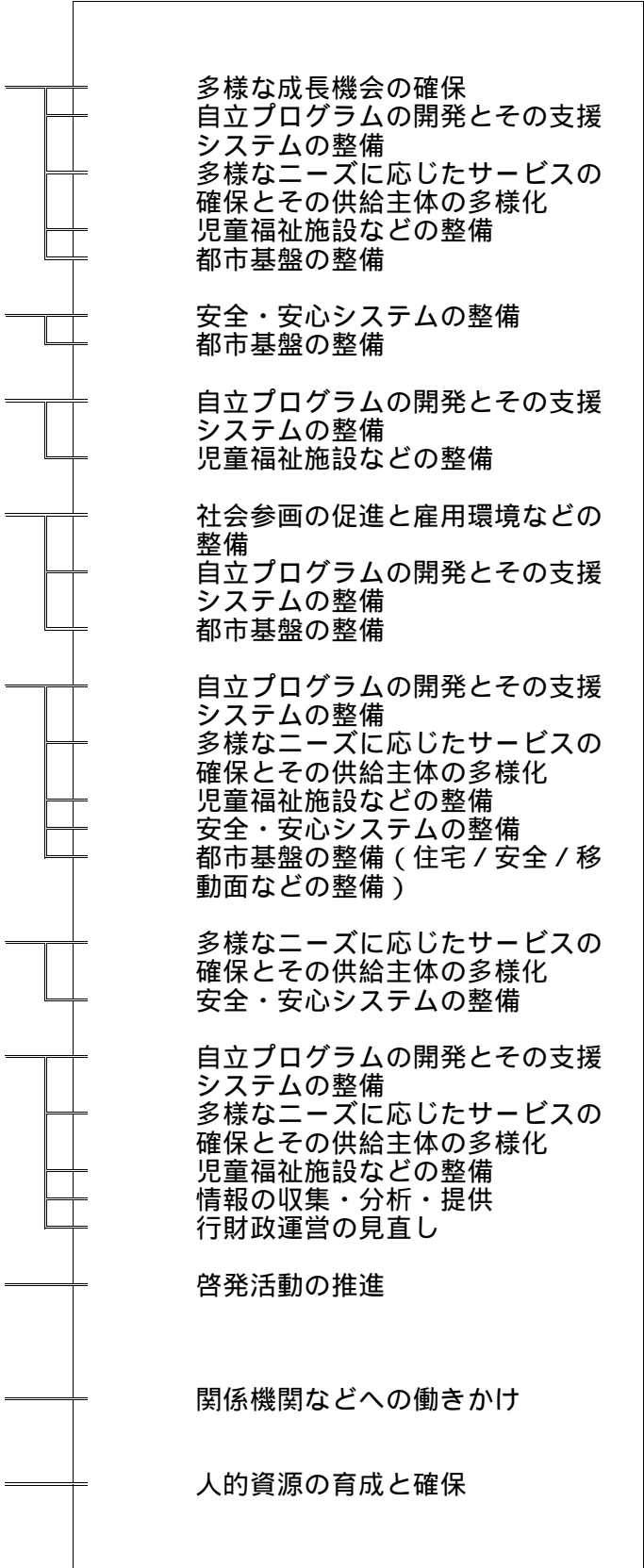
本計画の趣旨を理解し、主体的に行動できる市民や法人等が増えるようにする

本計画が有効に推進できるように関係機関との協力体制を確立する

本計画の趣旨を理解し、その推進の核となる人材や行動できる人材を確保する

目標達成のための  
主要な施策の組み合わせ

1 2 の主要な施策



- 1 多様な成長機会の確保
- 2 社会参画の促進と雇用環境などの整備
- 3 自立プログラムの開発とその支援システムの整備
- 4 多様なニーズに応じたサービスの確保とその供給主体の多様化
- 5 児童福祉施設などの整備
- 6 安全・安心システムの整備
- 7 都市基盤の整備（住宅／安全／移動面などの整備）
- 8 啓発活動の推進
- 9 関係機関などへの働きかけ
- 10 人的資源の育成と確保
- 11 情報の収集・分析・提供
- 12 行財政運営の見直し

## 4 - 2 基本的な方向性を目指した 1 2 の主要な施策

計画の枠組みで示した 1 2 の主要な施策の具体的内容を次に示します。

### 多様な成長機会の確保

子どもの成長の可能性が最大限発揮できるようにするため、家庭・地域・学校などの連携、子どもにかかわる各種サービスの連携を前提として、子どもの心身の状態や成長段階、個性などに応じた学習・体験活動の機会やスポーツ・文化活動における能力発揮の機会などを確保するとともに、その選択肢の拡大を図ります。また開かれた学校づくりや福祉施設のさらなるオープン化を進め、地域への施設開放をはじめ、学校間や福祉施設間、学校と福祉施設間の子ども同士の交流や地域における世代間交流の機会の拡大などを行っていきます。

### 社会参画の促進と雇用環境などの整備

企業や事業者に働きかけ、子育てと社会活動が両立できるように育児休業制度の適切な運用や子育て中の人に対する勤務時間の短縮制度などの普及、職場環境の整備促進、地域活動などの選択肢や機会を増やす一方、再就職のための職業訓練の充実など、結婚・出産などのために退職した人の再就職支援を進め、労働力の社会的適正配置を図ります。

なお、この場合市内のみを対象とせず、近隣の自治体や企業などとの連携を図り、より広い視点から機会の確保を行うものとします。

### 自立プログラムの開発とその支援システムの整備

保健・医療・福祉の有する個々の機能面からだけでなく、個人の有する心身機能や自立意欲面を考慮した保健・医療・福祉・教育を連携させた一連の必要なサービスの組み合わせ、さらには就労や生活、学習、地域活動などを連携させた一連の必要なサービスの組み合わせ（以下これらを総称して「自立プログラム」という）を開発するとともに、同プログラムの円滑な運用システムを構築し、サービスの有効性や効率性を高めます。

なお、本計画では次の 3 つのシステムを設定しています。

### 成長支援システム

これは子どもの健全な成長をめざし、心身の状態や成長段階、個性などに応

じた学習活動や体験活動などができるようにするためのものです。

#### 子育て支援システム

これは結婚、妊娠、出産、子育て期にある人を対象にして、その人のライフスタイルやライフステージに応じた子育て支援サービスを組み合わせるものです。

#### 健康支援システム

これは健康の維持・増進や病気の回復、悪化の防止などをめざし、ライフスタイルや心身の状態、成長段階などに応じて保健や医療サービスなどが受けられるようにするためのものです。

#### 多様なニーズに応じたサービスの確保とその供給主体の多様化

地域の相互援助活動を基盤にした社会的子育て支援サービスシステムや自助努力の評価とサービスの世代間移転を取り込んだ福祉サービスシステムを新たに開発するとともに公益法人などを活用して、多様なサービスメニューを用意します。またサービスの多様化を推進するため、保育サービスなどについては民間の供給主体の新たな展開や伸長を促進していきます。

#### 児童福祉施設などの整備

相談、予防、治療、リハビリテーション、保育サービスなどを行う施設や人材、供給の担い手を需要の変動に応じて、順次適正に整備していきます。その際にはサービスの流れが断たれないよう十分考慮して整備するものとします。

#### 安全・安心システムの整備

夜間や深夜あるいは不測の事態に速やかに対応できる医療・福祉サービスの整備や災害時の地域避難システムの開発、地域緊急網の整備など多重構造の安全・安心システムの整備、普及を推進します。また、暴行等防止プログラムや被害者救済プログラムの開発を行っていきます。

#### 都市基盤の整備（住宅／安全／移動面などの整備）

すべての市民が自由に行き交い社会活動ができるように、公共施設や業務施設、商業施設、道路、駅、公共交通などのバリアフリー化を推進するとともに、公園や遊び場などの整備を推進します。また子育て期などにある市民が生活しやすい住宅の確保も行います。

## 啓発活動の推進

社会環境や社会の仕組みの変化に見合った新たなライフスタイルをはじめ、心理的バリアフリーや健康づくりに視点をおいた環境づくりを市民や企業などに提示し、その必要性を理解し、共感する人を増やします。

## 関係機関などへの働きかけ

国や県に対しては、地方自治体の自主性を損なう過度の規制や超過負担（実際に必要なコストと国の基準によるコストの差によって生じる自治体の財政負担）、制度の画一性、現員定額制（施設等の入所人員に応じて運営費が確保される制度）の問題など、現行制度が招いている問題の是正や市レベルでの対応が困難なものについての協力などを積極的に要請していきます。

医師会や歯科医師会、薬剤師会、教育団体、福祉団体などの関係団体や企業に対しては、本計画への協力を要請していくものとします。

行政内部の職員に対しては、本計画の趣旨や意図を周知し、速やかに目標達成行動がとれるようにします。

## 人的資源の育成と確保

地域の相互援助活動を基盤にした保育や育児サークル支援などの福祉サービスシステムを円滑に動かしていくためには、そのための人材が大量に必要となってくるので、このための人材育成とその確保を図るとともに、青少年や高齢者のボランティアの育成なども積極的に推進します。

## 情報の収集・分析・提供

サービス水準の向上をはじめ、需要と供給が一致していないサービスの見直し、業務管理の効率化、新政策の展開などを図るための業績評価システムを構築します。またサービスの機会均等を保持し、子育てのノウハウなどを社会的に継承していくために必要な情報を市民に提供します。

## 行財政運営の見直し

本計画の実現を図るうえで、市は非常に大きな役割を担っています。なかでも、少子高齢社会へ向けて的確に対応するために、限られた行財政資源をいかに有効に配分していくか、ということは大変重要なことです。このため、行財政運営のさらなる充実と創意工夫を図っていくものとします。

#### 4 - 3 行政の役割

本計画は、内容の性質から、いわゆる行政サービスを体系化したものではなく、供給の段取りを示したものでもありません。むしろ、従来の行政計画の枠組みをこえて、市民や地域、企業と一体となって、社会全体で遂行していくことを前提にして策定した計画です。このなかで行政は、その公的責任にかかわるサービスを「生産性」を重視する行政本来の基本原則に基づき、順次行っていくものとします。

##### サービスの調整機能

自立プログラムの円滑な運用をはじめ、市民・企業・行政などの行う福祉サービスなどの重複、錯綜などに起因する社会的コストの浪費防止、サービスの有効性の向上を図るため、各種サービス間の調整を行っていきます。

##### 供給主体の誘導と協力要請

保育サービス分野などへの民間企業の進出や市民ボランティアの積極的な参加促進、雇用環境の整備や公共交通などのバリアフリー化の促進、子育て期の人を対象とした住宅供給、児童福祉施設などの整備、新サービスの開発などを図るため、企業や社会福祉法人、医療機関、各自治体などに対し必要な誘導や協力要請を行っていきます。

##### 調査・研究活動

自立プログラムの開発やその運用ガイドラインの整備、都市基盤のバリアフリー化の指針、保育サービスのガイドライン、自助努力評価システムの開発など必要な調査研究活動を行っていきます。

##### その他の役割

公共施設など都市基盤のバリアフリー化の推進、啓発活動、関係機関への協力要請、情報の収集・分析・提供などを積極的行っていきます。

#### 4 - 4 1 2の主要な施策の展開の方向

1 2の主要な施策の具体的な展開は、37ページ以降に示すとおりです。

この施策の展開については、計画期間である平成22年度を目途に、市民、地域、法人等、行政のそれぞれの役割を組み込み、将来への道筋を明らかにすることを目的に作成したものです。

個人の自立を基盤とし、社会の構成員の連帯でこれを支えるという「自立と相互扶助」の精神を具体化していくためには、地域社会が持つ福祉機能を拡充、強化していくことが重要であり、地域を基盤として、個人や家庭、地域組織・非営利団体、企業、行政などが各々の役割を果たす、総合的な施策の体系を確立していくことが必要です。

ここでは、このような視点から、社会の構成員を市民・地域・法人等・行政の4つに分け、それぞれの役割として、現時点で想定されるものを記載しています。

なお、今後の行政の取組については、「松戸市総合計画」の実施計画などをおおして、着実に推進していくものとします。

この計画では、市民、地域、法人等については、次のように想定しています。

- 1) 市民 基本的には、市民一人ひとりを想定していますが、子ども、大人、保護者など特定の市民を想定している場合は、主語を「子ども」、「大人」、「保護者」などとし、市民一般の場合には、主語を「市民」としています。
- 2) 地域 地域に存在する全ての団体を想定していますが、青少年団体、PTAなど特定の団体を優先的に想定している場合は、主語を「青少年団体」あるいは「青少年団体など地域の団体」などとし、地域の団体一般の場合には、主語を「地域の団体」としています。
- 3) 法人等 商法上の法人、民法上の法人、特別法に基づく法人など全ての法人及び事業を営んでいる個人を想定していますが、特定の法人を想定している場合には、主語を「社会福祉法人」、「学校法人」などとし、法人等一般の場合には、主語を「事業者」としています。

## [ 1 ] 多様な成長機会の確保

子どもがのびのびと自由に自信を持って生きられるようにするため、多様な成長機会を確保していきます。

ここでは、

自らの選択で、より自分に適した学習活動等をしている子どもを増やす。

主体的に活動できる時間を有する子どもを増やす。

という、2つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

- [ 1 - 1 ] 自らの選択で、より自分に適した学習活動等をしている子どもを増やすため、心身の状態や個性等に応じた学習・体験活動機会を拡充します。

目標	学校等において、社会の変化に応じて、子どもに「生きる力」を育む学習・体験活動の選択肢や機会を増やします。 学校等において、子どもの感性を大切にする学習・体験活動の選択肢や機会を増やします。
----	---

### (市民の役割)

- ・ 保護者は、子どもが本当にやりたいこと、熱中できることを一緒に考え、それが実現できるようにする過程で子どもが「自立」していくよう努めます。
- ・ 保護者は、子どものよい面を見つけ、やる気を出し自信がつくよう努めます。
- ・ 子どもは、自らの意思で選択することが自分の価値観を育て人生を形づくっていくとの認識を持つとともに、自らの価値観を他人に伝えられるよう努めます。
- ・ 子どもは、自分にはないものに憧れ追い求めるのと同じくらいに、自分の中にある資質や持ち味など良いものを持っていることを忘れないよう努めます。
- ・ 大人は、表面的な態度、成績、服装・髪形などで子どもを評価しない

ようにするとともに、問題行動をおこした子どもがいる学校全体を悪いとみたり、学校の固定化したイメージで、その学校の生徒をみないよう努めます。

(地域の役割)

- ・ P T Aなど地域の団体は、子どもの考えや意見を良く聴き、子どもたちのより良い教育環境などをつくりあげていくよう努めます。
- ・ 町会など地域の団体は、長期欠席児童など、学校に行っていない子どもをできる限り受け入れるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 私立幼稚園は、園の運営方針に沿う形で、可能な限り障害児との交流教育を推進するよう努めます。
- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、子どもの考えや意見を反映させた保育・教育カリキュラムを開発するよう努めます。
- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、子どもが議論をして自分達のことは自分達で決められるような環境を整備するよう努めます。
- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、様々な考えや行動をする子どもがいることを認め、子どもの関心や意欲の育つ保育や教育をできる限り行うよう努めます。
- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、教育・福祉施設間等における子ども同士や世代の異なる人との交流の多様化の推進と機会の拡充を図るよう努めます。
- ・ 事業者は、社員等を採用するにあたって、可能な限り学歴へのこだわりをなくすよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 生涯学習基本計画を策定します。
  - 〔生涯学習推進ネットワークの形成〕
  - 〔生涯学習支援システムの充実〕
- ・ 公立小中学校における通学区域の見直しや弾力化に取り組みます。
- ・ 学校や幼稚園における障害児との交流教育を推進します。
- ・ 保育所における障害児の利用要件の緩和を図ります。
- ・ 子どもの考えや意見を反映させた保育・教育カリキュラムを開発します。

- ・ 社会の変化に対応した保育・教育カリキュラムを開発します。  
〔情報教育〕〔外国語教育〕〔ジェンダ-リ-教育〕〔環境教育〕
- ・ 学校給食等における多様な食体験の推進を図ります。  
〔選択制 〕
- ・ 特色ある保育所・学校づくりを推進します。
- ・ 教育・福祉施設間等における子ども同士や世代の異なる人との交流の多様化の推進と機会の拡充を図ります。

目標	<p>地域における学習・体験活動の選択肢や機会を増やします。</p> <p>地域における、子ども同士や世代の異なる人たちとの交流機会を増やします。</p>
----	---

#### （市民の役割）

- ・ 大人は、子どもが間違っただけをしていれば、できる限り注意するようにします。
- ・ 保護者は、公共の場における市民としての行動の仕方やルールを責任をもって子どもに伝えるようにします。
- ・ 子どもは、地域の一員であるとの認識を持ち、市民として、その成長等に応じた責任をもって行動するようにします。

#### （地域の役割）

- ・ 地域の団体は、子どもを地域の一員として、また人格を有する一人の人間として受け入れるようにします。
- ・ 子ども会や青少年相談員連絡協議会など地域の団体は、地域における学習・体験活動の多様化の推進と機会の拡充を図るよう努めます。
- ・ 青少年団体など地域の団体は、子ども同士や世代の異なる人たちとの交流の多様化の推進と機会の拡大を図るよう努めます。

#### （法人等の役割）

- ・ 事業者は、工場開放・ものづくり体験など、積極的に地域の子どものための

学習・体験活動を支援するよう努めます。

- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、公共の場における市民の行動の仕方についての教育を行うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 地域における学習・体験活動を支援します。
- ・ 地域における子ども同士や世代の異なる人との交流活動を支援します。
- ・ 公民館等における市民参加の学習運営の推進を図ります。
- ・ 地域教育セミナーの充実など、地域の教育力向上のための支援を行います。
- ・ 縄文の森を中心とした体験学習により博物館教育の普及促進を図ります。
- ・ 家庭、地域、学校の協力関係を強化して、学校教育と社会教育の融合を図ります。
- ・ 高等学校等においてボランティア活動など学校外活動を推進していきます。
- ・ 文化財など歴史的資産の保存を進めます。
- ・ こども会活動の支援及び青少年相談員の支援・充実を図ります。

目標	家庭内における学習・体験活動の選択肢や機会を増やします。
----	------------------------------

(市民の役割)

- ・ 保護者は、子どもに様々な学習・体験活動の機会を確保するよう努めます。
- ・ 保護者は、子どもの価値観、子どもの自主性を尊重し、子どもと自分の考えや価値観などが異なることがあっても、それを認めるよう努めます。
- ・ 保護者は、子どもが個性的に成長することを積極的に支援し、自分の子どもと他の子どもの比較評価は極力しないよう努めます。
- ・ 保護者は、子どもを人格のある主体として受け止め、子どもと直接関係がない家庭や家族のことについてもできるだけ話し合うよう努めます。
- ・ 子どもは、家庭内における自分の役割を認識し、家庭の一員としての自覚をもって行動するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 青少年団体など地域の団体は、家庭内における学習・体験活動の選択肢や機会を増やすため、積極的に支援するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 家庭内における学習・体験活動を支援します。  
〔講座の開催〕等

[ 1 - 2 ] 自らの選択で、より自分に適した学習活動等をしている子どもを増やすため、心身の状態や個性等に応じた能力発揮機会を拡充します。

目標	学校等における子どものスポーツ・文化活動等の選択肢や機会を増やします。
----	-------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 保護者は、子どもが挫折感を味わったときに、子どもと一緒に正面から受け止めるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、子どもの誇りを傷つけるような対応はしないよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 学校等におけるスポーツ・文化活動等能力発揮機会の多様化の推進とその機会の拡充を図ります。
- ・ 学校におけるスポーツ・文化などの課外活動で、仲間と共に、個性に応じて自分の能力を発見したり、発揮したりする機会の拡充を図ります。

目標	地域における子どものスポーツ・文化活動等の選択肢や機会を増やします。
----	------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 子どもは、日常とは異なる環境の中でも、できるだけ自分を表現できるよう努力します。
- ・ 市民は、人権についてよく考えた上で、多様な人々との交流を積極的に行うよう努めます。
- ・ 大人は、子どもの誇りを傷つけるような対応はしないようにします。

(地域の役割)

- ・ 青少年団体など地域の団体は、地域におけるスポーツ・文化活動等の多様化の推進とその機会の拡大を図るようになります。
- ・ 地域の団体は、子どもの誇りを傷つけるような対応はしないようにします。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、積極的に地域の子どもたちのスポーツ・文化活動等能力発揮活動を支援するようにします

(行政の役割)

- ・ 多様なスポーツ・文化活動等への参画機会の創出と情報提供を進めます。
- ・ 子どもたちの、総合的なスポーツ活動の推進を図ります。

〔社会体育施設整備促進〕 等

目標	家庭内における子どものスポーツ・文化活動等の選択肢や機会を増やします。
----	-------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 保護者は、子どもの考えなどを尊重し、可能な限り多様なスポーツ・文化活動等の機会を確保するよう努めます。
- ・ 保護者は、子どもの誇りを傷つけるような対応はしないようにします。

(行政の役割)

- ・ 家庭内におけるスポーツ・文化活動等への支援を進めます。

〔講座の開催〕 等

目標	仕事をする事で自己実現を図れる子どもを増やします。
----	---------------------------

(市民の役割)

- ・ 子どもは、働いていることに自信をもち、自分の仕事に誇りをもつようになります。
- ・ 保護者は、自分の子どもが進学することより働くことに価値を見出したときは、積極的に応援するようにします。
- ・ 市民は、働いている子どもの価値観を認めるようにします。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、仕事をしようとしている子どもを積極的に支援するようにします。

(法人等の役割)

- ・ 子どもを雇用している事業者は、子どもの仕事以外の活動を積極的に支援するよう努めます。
- ・ 子どもを雇用している事業者は、子どもの成長を阻害するような業務につかせないようにします。

(行政の役割)

- ・ 勤労青少年の雇用環境づくりの啓発・支援をします。

[ 1 - 3 ] 主体的に活動できる時間を有する子どもたちを増やすため、学校等で、ゆとりある環境づくりを進めます。

目標	子どもたちが学校等の場で主体的に活動する時間を増やします。
----	-------------------------------

(市民の役割)

- ・ 子どもは、主体的に使える自分の時間の中で自らの意思、自らの選択で行動できるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、施設内で子どもたちが自らの選択で行動できる時間を可能な限り増やすよう努めます。
- ・ 社会福祉法人や学校法人等は、子どもの自主的自発的活動をできるだけ阻害しないよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 完全学校週5日制への対応に取り組みます。
- ・ 保育所等における週5日制への対応に取り組みます。

[ 1 - 4 ] 主体的に活動できる時間を有する子どもたちを増やすため、家庭教育の見直しを進めます。

目標	子どもたちが家庭内で主体的に活動する時間を増やします。
----	-----------------------------

(市民の役割)

- ・ 保護者は、子どもに塾や習い事をさせるときは、子どもの意見をきくよう努めます。
- ・ 子どもは、自らの選択で時間を過ごせるようにし、保護者に塾や習い事をするよう促されたら、自分の意見をはっきり伝えられるよう努めます。
- ・ 子どもと保護者は、子どもの時間の使い方などについて、納得するまで話し合うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 家庭教育を支援します。  
〔 講座の開催 〕 等

## [ 2 ] 社会参画の促進と雇用環境などの整備

子育て期にある大人が自分の個性や能力に応じて気兼ねなく社会参画できるようにするため、社会参画の促進と雇用環境などの整備をしていきます。

ここでは、

子育てと仕事の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やす。

子育てと地域活動等の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やす。

という、2つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

- [ 2 - 1 ] 子育てと仕事の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やすため、子育てしながら働き続けられるような雇用制度の普及促進をしていきます。

目標	妊娠や出産、子育て中の人に必要な措置を適切かつ有効に運用している事業所比率を高めます。 育児期間中の勤務時間の短縮希望者のうち実際に短縮された人を増やします。 実働週40時間以内の人を増やします。 出産や子育て中の人で、継続勤務を希望する人が継続勤務できた人を増やします。
----	---

### (市民の役割)

- ・ 子育てしながら働きたい人は、希望する勤務形態等で働けるような自助努力を常にするよう努めます。
- ・ 子育てしながら働きたい人は、自らの意向を上司や経営者に伝える努力を常にするよう努めます。

- ・ 市民は、子育てが女性の仕事であるという考えを持たないようにし、子育てしながら仕事をする事への理解を深めるよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、地域に妊娠・出産・子育てで困っている人がいる場合は、積極的に手助けするよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、妊娠や出産、子育て中の従業員の健康に配慮し、従業員が健康診査や保健指導を受けられるよう必要な措置を講ずるようにします。
- ・ 事業者は、妊娠や出産、子育て中の従業員が気兼ねなく産休や育休などが取得できるように必要な措置を講ずるようにします。
- ・ 事業者は、継続勤務を希望する人が、出産や子育てなどの理由で退職せずに済むよう、勤務形態の多様化などの措置を講ずることにより、その雇用の継続を図ります。
- ・ 事業者は、実働週40時間以内を可能な限り確保できるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 妊娠や出産、子育て中の従業員の健康管理に必要な措置の適切かつ有効な運用を促進するため、啓発に努めます。
- ・ 育児休業制度の適切かつ有効な運用を促進するため、啓発に努めます。
- ・ 子育て期間中における勤務時間短縮等の普及促進を図るため、啓発に努めます。
- ・ 労働時間短縮等、労働条件の向上に向けて、啓発に努めます。
- ・ 介護を要する障害児などを育児する親が、継続勤務するために必要な措置の普及促進を図るため、啓発に努めます。

[ 2 - 2 ] 子育てと仕事の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やすため、子育てしながら働き続けられるような職場環境の整備を促進していきます。

目標	保育施設を有している事業所数を増やします。
----	-----------------------

(市民の役割)

- ・ 勤務先に保育施設がある人は、積極的に利用するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 子育て中の雇用者などが多い事業者は、積極的に保育施設を設置するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 事業所内保育施設の設置誘導を進めます。

[ 2 - 3 ] 子育てと仕事の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やすため、妊娠や出産、子育てのために退職した人のうち再就職を希望する人や転職を希望する人への支援をしていきます。

目標	再就職希望者で再就職した人を増やします。 子育て等のために転職したい人のうち転職できた人を増やします。
----	--

(市民の役割)

- ・ 再就職や転職を希望する人などは、必要な知識や技術を取得するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、できる限り再雇用や中途採用制度を取り入れるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 再雇用制度の普及促進を図るため、啓発に努めます。
- ・ 再就職のための職業訓練の充実を図ります。
- ・ 再就職など就業相談の充実を図ります。

[ 2 - 4 ] 子育てと地域活動等の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やすため、子育てしながら地域活動等が続けられるような機会を拡充していきます。

目標	子育てしながら社会参画できる活動の選択肢や機会を増やします。
----	--------------------------------

(市民の役割)

- ・ 子育てしながら地域活動等を希望する人は、子どもを連れて地域活動等に参加することを躊躇せずできるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 私立幼稚園は、通常の教育時間終了後に、保育時間の設定や保育室の確保などに努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、地域活動等に子どもを連れて参加することに対する理解を深めるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 地域活動等の子ども連れ参画の促進を図ります。
- ・ 会議等の子ども連れ参画の促進を図ります。
- ・ 幼稚園における通常の教育時間終了後に、保育時間の設定や保育室の確保などの促進に努めます。

### [ 3 ] 自立プログラムの開発とその支援システムの整備

子どもがのびのびと自由に自信をもって生きられるようにするため、また子育て期にある大人が自分の個性や能力に応じて、気兼ねなく社会参画出来るようにするため、「自立プログラム」を開発し、その支援システムを整備していきます  
ここでは、

自らの選択で、より自分に適した学習活動等をしている子どもを増やす。

妊娠や出産、子育てに伴い心理的・身体的不安や負担を感じている人の不安感等を軽減する。

妊娠や出産、子育てなどに伴う経済的負担を軽減する。

妊娠や出産、子育て期に自主的に健康管理ができるとともに他者の健康にも配慮できる市民を増やす。

子育てと社会活動の両立を希望する人のうち希望にそった両立を実現している人を増やす。

という、5つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 3 - 1 ] 自らの選択で、より自分に適した学習活動等をしている子どもを増やすため、子どもの成長に関わる保育・教育サービス等の総合化を推進していきます。

目標	子どもの心身状態や個性等に応じて必要な保育サービス等が必要な時に必要なだけ確保されるようにします。 サービスの受け手の満足度を高めます。
----	---

#### (市民の役割)

- ・ 保護者は、子どもを一人の人格ある主体と認めかつ子どもの人生を考えたうえで、子どもにとって真に必要なサービスは何かを子どもとともに考え、最善の選択ができるよう努めます。
- ・ 子どもは、自分に適した教育サービス等を見極め、最善の選択ができるよ

う努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、行政の作成するプログラムに対する提言を積極的に行うよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 社会福祉法人や学校法人、医療法人等は、子どもの視点から作成されたケアプランを尊重し、積極的に協力するよう努めます。
- ・ 社会福祉法人や学校法人、医療法人等は、行政の作成するプログラムに対する提言を積極的に行うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 成長支援システム（保健／医療／福祉／教育）や健康支援システムなどのサービスプログラム等開発チームを設置します。

〔保育サービス〕〔学童保育サービス〕〔児童館活動〕 等

- ・ 先導的なサービスの研究・開発を進めます。

〔子どもの成長に関わる各種サービスの調整〕

〔24時間保育〕〔休日保育〕〔巡回型療育サービス〕 等

[ 3 - 2 ] 妊娠や出産、子育てなどに伴う不安感等や経済的負担を軽減するため、また妊娠や出産、子育て期に自主的に健康管理ができるとともに他者の健康にも配慮できる市民を増やすため、さらに子育てと社会活動の両立について希望にそった両立を実現している人を増やすために、子育て等に関わる保健・医療・福祉サービス等の総合化を進めます。

目標	妊娠や出産、子育て中の市民がその心身状態や生活状態等に応じて必要とする子育て等に関わるサービスが、必要な時に必要なだけ確保されるようにします。 サービスの受け手の満足度を高めます。 子育てしながら社会活動が続けられるようにします。
----	---

#### (市民の役割)

- ・ 妊娠や出産、子育て中の市民は、必要なサービス情報を積極的に収集し、自分に適した最善の選択ができるよう努めます。
- ・ 妊娠や出産、子育て中の市民は、自らの健康は自らつくるよう努めるとともに他者の健康についても十分配慮するよう努めます。
- ・ 市民は、妊娠や出産、子育てに関する理解を積極的に深めるよう努めます。
- ・ 市民は、子育て中の人々が社会活動をすることへの理解を深め、必要な協力をするよう努めます。

#### (法人等の役割)

- ・ 社会福祉法人や学校法人、医療法人等は、子育て支援プランを尊重し、積極的に協力するよう努めます。
- ・ 事業者は、従業員の中に妊娠や出産、子育て中の人がいる場合は、それらの人の健康に十分配慮するよう努めます。

#### (行政の役割)

- ・ 子育て支援システム（保健／医療／福祉等）などサ - ビスプログラム等開発チームを設置します。
- ・ 先導的なサービスの研究・開発を進めます。

〔相談業務〕〔ショートステイ〕

〔子育て等に係わる保健・医療・福祉サービス等の調整〕 等

[ 4 ] 多様なニーズに応じたサービスの確保とその供給主体の多様化

子どもがのびのびと自由に自信をもって生きられるように、また子育て期にある大人が安心して心身ともに健康に子どもを生き育てられるように、また良質な保育サービスがより低い社会コストで必要なだけ確保できるように、また地域の相互援助活動を確立するために、多様なニーズに応じたサービスの確保とその供給主体の多様化をすすめます。

ここでは、

保育サービスを受けている人の満足度を高める。

保育サービスの選択性を高める。

地域の子育て支援機能を高める。

という3つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 4 - 1 ] 保育サービスを受けている人の満足度を高め、また保育サービスの選択性を高めるために、保育システムの多様化を推進していきます。

目標	保育サービスの選択の幅を広げます。
----	-------------------

(市民の役割)

- ・ 保育サービスを必要とする市民は、サービスの利用に必要な情報を可能な限り自ら収集し、よりよい選択ができるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、競争原理を受け入れるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 民間保育施設サービスの誘導及び振興を図ります。
- ・ 民間在宅保育サービスの誘導及び振興を図ります。
- ・ ファミリーサポートセンター活動の拡大を図ります。
- ・ 先導的なサービスの開発と支援をすすめます。

[ 4 - 2 ] 保育サービスを受けている人の満足度を高め、また保育サービスの選択性を高めるために、現行の保育所システムの見直しをしていきます。

目標	希望保育所利用率を高めます。 社会福祉法人等の自立性を高めます。
----	-------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 保育サービスを必要とする市民は、サービスの利用に必要な情報を可能な限り自ら収集し、よりよい選択ができるよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 青少年団体など地域の団体は、保育所の行う地域活動にできるだけ協力するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 社会福祉法人は、積極的に自主的サービスの拡大を図るよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 保育所利用手続きを簡素化するなど、利用システムの変更をしていきます。
- ・ 民間保育所補助金の見直しをしていきます。

[ 4 - 3 ] 保育サービスを受けている人の満足度を高め、また保育サービスの選択性を高めるために、保育サービスの評価システムを構築していきます。

目標	保育サービスの質を高めます。
----	----------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、保育サービスに対してできるだけ客観的に評価するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 保育サービスを行っている事業者は、積極的に市民等の評価に協力するよう努めます。
- ・ 保育サービスを行っている事業者は、市の定めた基準を満たすよう努めます。

す。

(行政の役割)

- ・ 市独自の保育サービス基準を作成していきます。
- ・ 保育サービス市民評価制度の研究及び開発を進めます。

[ 4 - 4 ] 地域の子育て支援機能を高めるために、地域相互援助活動を促進していきます。

目標	地域の相互援助活動に根ざした子育て支援サービス等の選択肢を増やします。
----	-------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、地域の相互援助活動に積極的に参加するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、可能な限り場の提供やノウハウ等の提供を行うよう努めます。
- ・ 地域の団体は、可能な限り地域のネットワークを広げるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、可能な限り場の提供やノウハウ等の提供を行うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 地域相互援助活動の支援システムの開発と支援を進めます。
- ・ 先導的なサービスの開発と支援を進めます。

[ 5 ] 児童福祉施設などの整備

子どもがのびのびと自由に自信をもって生きられるように、また健やかに日常生活が送れるように、また子育て期にある大人が安心して心身ともに健康に子どもを生き育てられるように、また良質なサービスがより低い社会コストで必要なだけ確保できるようにするため、児童福祉施設などの整備をしていきます。

ここでは、

より利用者のニーズに見合ったサービスが提供できる施設を確保していき  
ます。

社会資源の有効利用を図ります。

福祉・教育施設の生産性を高めます。

という3つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 5 - 1 ] 利用者のニーズに見合ったサービスが提供できる施設を確保するとともに社会資源の有効利用を図るために、福祉教育施設の再編整備をしていきます。

目標	地域におけるサービスの需給バランスを図ります。 多機能化施設を増やします。 施設運営にふさわしい経営形態への転換を図ります。 児童福祉施設などのバリアフリー化率を高めます。
----	---

(市民の役割)

- ・ 市民は、福祉・教育施設の再編整備が適正であるかの評価を全市的な視野で行うよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、福祉・教育施設の再編整備が適正であるかの評価を全市的な視野で行うよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 子どもたちに必要な場やサービスを確保する観点から、施設に余裕のある幼稚園や社会福祉施設は、可能な限り当該施設の有効活用を図るよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 福祉・教育施設の適正規模、適正配置を進めます。
- ・ 老朽施設等の整備や保育所と児童館等の併設など施設の多機能化を推進していきます。
- ・ 児童福祉施設などのバリアフリー化を推進していきます。

[ 5 - 2 ] 福祉・教育施設の生産性を高めるために、福祉・教育施設の改善を推進していきます。

目標	福祉・教育施設における生産性を向上させていきます。
----	---------------------------

(市民の役割)

- ・ 福祉・教育施設を利用する市民は、利用のルールを守るよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 福祉・教育施設のメンテナンス計画を策定します。
- ・ 調理室のドライシステム化を推進していきます。
- ・ 公共施設を利用した、高齢者等を対象とした給食サービスを推進していきます。

## [ 6 ] 安全・安心システムの整備

子どもが安心して日常生活が送れるよう、また子育て期にある大人が安心して心身ともに健康に子どもを生き育てられるよう、また地域の相互援助活動を確立することをめざして、安全・安心システムを整備していきます。

ここでは、

災害時や緊急時における被災者等の生活の安心感を高める。

子どもたちが安心して日常生活が送れるようにする。

という2つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

- [ 6 - 1 ] 災害時や緊急時における被災者等の生活の安心感を高めるため、災害時における不測の事態に対応できる保健・医療・福祉サービスシステムを構築します。

目標	災害時に保健・医療・福祉サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるようにします。
----	--

### (市民の役割)

- ・ 被災した市民は、可能な限り自らの役割を認識し、主体的に生活行動を行うよう努めます。
- ・ 被災していない市民は、地域の状況を認識し、他の救援活動団体などと協力し合い、できるだけ主体的に、乳幼児や障害児、妊婦などに配慮した援助活動を行うよう努めます。

### (地域の役割)

- ・ 被災地域の団体は、当該地域の被災者の救援に可能な限り努めるとともに、他の救援活動団体との協力体制を構築するよう努めます。

### (法人等の役割)

- ・ 被災していない事業者は、地域の状況を認識し、市民や救援活動団体など

と協力し合い、できるだけ主体的に、乳幼児や障害児、妊婦などに配慮した援助活動を行うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 被災者救援プログラムなど、必要なサ - ビスプログラム開発等チ - ムを設置します。

[ 6 - 2 ] 災害時や緊急時における被災者等の生活の安心感を高めるため、災害時避難システムを確立します。

目標	災害時にスム - ズに避難できる人を増やします。
----	--------------------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、地域緊急網の整備に常日頃から協力するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、地域緊急網を整備するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 子どもや高齢者、障害者などを中心に、地域社会での連携により、緊急援助ができる体制の確立に努めます。

[ 6 - 3 ] 災害時や緊急時における被災者等の生活の安心感を高めるため、緊急時における不測の事態に対応できる医療・福祉サ - ビスシステムを見直します。

目標	緊急時に保健・医療・福祉サ - ビスを必要とする人が必要なサ - ビスを受けられるようにします。
----	--

(市民の役割)

- ・ 市民は、可能な限り緊急事態に至らぬよう、かかりつけ医を持つなど、必要な事前行動を行うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 24時間子育て相談コールを設置します。
- ・ 夜間・休日土曜日診療サービスを充実します。
- ・ 児童福祉施設などにおける緊急時の対応マニュアルを策定します。

[6-4] 子どもたちが安心して日常生活が送れるようにするため、暴行等防止プログラムを開発するとともに、その支援システムを整備します。

目標	暴力行為などにより、子どもの有している成長の可能性を阻害する人を減らします。 いじめや虐待等による子どもの被害者数を減らします。
----	---

(市民の役割)

- ・ 大人も子どもも、暴力行為などにより、子どもの有している成長の可能性を阻害しないよう努めます。
- ・ 市民は、暴力行為などにあっていると思われる子どもを見かけた時は、見過ごさずに、必要な機関に連絡するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、子どもが登下校時などに、暴力行為などにあった場合に保護できる場所を可能な限り用意するよう努めます。
- ・ 地域の団体は、子どもの成長の可能性を阻害する情報の流出の規制に、出来るかぎり協力するようにします。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、暴力行為や子どもの成長の可能性を阻害する情報の流出など、子どもの人権を侵害するような事業活動はしないよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 暴行等防止プログラムなど、必要なプログラム開発等チームを設置します。
- ・ 先導的なサービスの研究開発を行います。

〔子ども相談窓口の充実〕〔子どもオンブズマンの研究開発〕

[ 6 - 5 ] 子どもたちが安心して日常生活が送れるようにするため、被害者救済システムを構築します。

目標	いじめや虐待等の被害者のうち、立ち直ることのできた子ども数を増やします。
----	--------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、いじめや虐待等が原因で、問題行動をおこす子どもがいることを認識するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、いじめや虐待等が原因で問題行動をおこしている子どもをできるだけ積極的に受け入れるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、いじめや虐待等が原因で問題行動をおこしたことがあることで、採用のときに差別しないよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 個々に行われている被害者救済サ - ビスの連携を図るためのプログラム開発等チ - ムを設置します。
- ・ 先導的なサ - ビスの研究開発を行います。

〔救済相談窓口の充実〕

〔シェルタ - (子どもの一時避難場所) の設置〕

〔スク - ルカウンセラ - の配置〕 等

[ 7 ] 都市基盤の整備（住宅 / 安全 / 移動面などの整備）

子どもがのびのびと自由に自信をもって生き安心して日常生活が送れるよう、また子育て期にある大人が自分の個性や能力に応じて気兼ねなく社会参画し、安心して心身ともに健康に子どもを生き育てられるようにするため、都市基盤の整備を行います。

ここでは、

日常生活における市民の安全・安心感を高める。

子どもが自由に活動できる場を確保する。

という2つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 7 - 1 ] 日常生活における市民の安全・安心感を高めるため、子育て世帯に、住みやすい住宅を確保します。

目標	子育て世帯が安心して、快適に生活することのできる住宅の水準と住環境の水準を確保できるようにします。
----	---

（市民の役割）

- ・ 市民は、子育て中の隣人への理解と協力をするよう努めます。

（法人等の役割）

- ・ 事業者は、社宅を建設する際は、職住近接に配慮するなど子育てのしやすい住宅建設に努めます。
- ・ 事業者は、賃貸住宅等を建設する際は、子育て等に配慮した住宅を建設するよう努めます。
- ・ 事業者は、乳幼児を有する世帯の賃貸住宅への入居を断らないなど、子育て世帯への住宅の提供に努めます。

（行政の役割）

- ・ 住宅に困窮する母子世帯などの住宅の確保を図るため、公営住宅（市営住

宅)の整備に努めます。

- ・ 子育て中の世帯である中堅所得者層が、適切な規模の住宅を確保できるよう誘導します。
- ・ 市営住宅の入居者で、子育て中の世帯については、適正規模の市営住宅への住み替えができるように配慮します。
- ・ 子どもも高齢者も、多世代が一緒に住むことのできる住宅の供給を誘導します。
- ・ 民間集合住宅の建設に際しては、敷地内に「こどもの遊び場」など、子どもの生活環境に適した住環境づくりを誘導します。

[ 7 - 2 ] 日常生活における市民の安全・安心感を高めるため、都市基盤のバリアフリー化を推進します。

目標	子育て中の市民や子どもの日常生活における行動の選択肢を増やします。
----	-----------------------------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、住宅の新築や増改築などの際は、生涯を考え、可能な限り住みやすい環境整備等を進めるよう努めます。
- ・ 市民は、道路などのバリアフリー化に積極的に協力するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、社宅の新築や増改築などの際は、利用者の生活を考え、可能な限り住みやすい環境整備等を進めるよう努めます。
- ・ 不特定の人が利用する店舗等を有する事業者は、子ども連れ等の利用者のことなどを考え、可能な限り利用しやすい環境整備を進めるよう努めます。
- ・ 事業者は、道路などのバリアフリー化に積極的に協力するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 公共施設等のバリアフリー化ガイドラインを作成します。
- ・ 公共施設等のバリアフリー化を促進します。

[ 7 - 3 ] 子どもが自由に活動できる場を確保するために、子どものニーズに応じた公園等遊び場を確保します。

目標	地域における子どもの遊びの選択肢を増やします。 子どもや保護者が安心して移動できる空間を増やします。
----	---

(市民の役割)

- ・ 自動車を運転する人は、地域の生活道路の自主規制に積極的に協力するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、施設、土地等に余裕がある場合は、子どもに開放するよう努めます。
- ・ 地域の団体は、可能な範囲で地域に自主的な車両乗り入れ禁止区域を設置するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、従業員と協力し、地域の生活道路の自主規制に積極的に協力するよう努めます。
- ・ 学校法人や社会福祉施設等は、余裕のある施設、土地等を積極的に子どもたちに開放するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 子どもの考えや意見を反映させ、子どもの遊び場の確保や公園のリフレッシュを推進します。
- ・ 身近な公園が不足している地区では、生産緑地地区などを活用して、公園整備に努めます。
- ・ 生活道路における通過車両の抑制を図ります。  
〔幹線道路の整備〕〔自主的な車両乗り入れ禁止区域の設置促進〕  
〔通学時間帯の車両規制〕〔生活道路の車両規制(一方通行等)〕等
- ・ 幹線道路における歩行者と車両の分離を促進します。
- ・ 福祉・教育施設の施設開放をさらに推進します。

## [ 8 ] 啓発活動の推進

本計画の趣旨を理解し、主体的に行動できる市民や法人等を増やすため、啓発活動を推進します。

ここでは、

共生の理念を理解し、実践する市民や法人等を増やす。

自主的に健康管理ができ、かつ他者の健康にも配慮できる市民や法人等を増やす。

地域に関心を持つ市民や法人等を増やす。

福祉サービス等の選択制導入への理解者を増やす。

という4つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

### [ 8 - 1 ] 共生の理念を理解し実践する市民や法人等を増やすため、心理的バリアフリーの促進プログラムを開発するとともに、その支援システムを整備します。

目標	子育て中の女性が、社会参画することへの理解者を増やします。 子どもの選択したものを受け止められる大人を増やします。 子どものいない女性に対する配慮ができる大人を増やします。
----	--

#### 市民の役割)

- ・ 市民は、行政などが行う学習会にできるだけ積極的に参加し、女性の社会参画や子どもの人権に関する理解を深めるよう努めます。
- ・ 市民は、子どもや高齢者、障害者などに対して理解を深め、必要なときに必要な行動がとれるよう努めます。

#### (地域の役割)

- ・ 地域の団体は、地域で行う行事その他の活動のなかで、女性の社会参画や子どもの人権が守られているかどうか、常に見直すよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、従業員に対し女性の社会参画や子どもの人権に関する理解を深めさせるための諸施策を行うとともに、行政などが行う学習会への積極的な参加を促すよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 心理的バリアフリー促進プログラム開発等チームを設置します。
- ・ 子育て中の女性が社会参画することについての理解を深めるための学習プログラムを開発します。
- ・ 子どもの人権に係わる学習プログラムを開発します。

[ 8 - 2 ] 自主的に健康管理ができ、かつ他者の健康にも配慮できる市民を増やすため、健康創造学習プログラムを開発するとともに、その支援システムを整備します。

目標	<p>成長期における心身機能を理解し、健康管理できる子どもを増やします。</p> <p>子どもが自ら健康管理しやすいような環境づくりを進める市民を増やします。</p> <p>妊娠・出産・子育て期等における女性固有の心身機能を理解し、健康管理できる女性を増やします。</p> <p>妊娠・出産・子育て期等における女性固有の心身機能に配慮できる男性を増やします。</p> <p>妊娠・出産・子育て期等における女性固有の心身機能を理解し、女性が健康管理しやすい環境づくりをすることができる市民や企業を増やします。</p>
----	---

(市民の役割)

- ・ 市民は、成長期における心身機能を理解し、子どもが自主的に健康管理し

やすい家庭や地域をつくるよう努めます。

- ・ 市民は、妊娠・出産・子育て期等における女性固有の心身機能を理解し、女性が自主的に健康管理しやすい家庭や地域をつくるよう努めます。
- ・ 市民は、自主的に健康管理ができるよう、また他者の健康に配慮するために必要な知識や技術をできるだけ習得するよう努めます。
- ・ 市民は、メディアなどによる氾濫する情報に惑わされて、子どもの健康に必要な以上に神経質にならないよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、地域住民の自主的健康づくりの場を可能な限り用意するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、妊娠・出産・子育て期等における女性固有の心身機能を理解し、従業員が自主的に健康管理しやすい職場環境をつくるよう努めます。
- ・ 食品を扱う事業者は、市民が健康管理しやすい情報を提供するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 自主的に健康管理ができるための学習プログラムを開発します。
- ・ 妊娠・出産・子育て期における女性の健康管理について、学習プログラムを開発します。
- ・ 子どもが自ら健康管理できるための学習プログラム(性教育を含む)を開発します。
- ・ 女性や子どもの健康に関する一般的学習プログラムを開発します。

[ 8 - 3 ] 地域に関心を持つ市民や法人等を増やすため、地域活動学習プログラムを開発するとともに、その支援システムを整備します。

目標	地域における子どもの活動への理解者と参加者を増やします。 地域における子育て支援活動への理解者と参加者を増やします。
----	---

(市民の役割)

- ・ 地域の子どもの活動や子育て支援活動を理解し、可能な限りそれらの活動に参加、協力するよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、子どもの活動や子育ての支援活動を可能な限り積極的に行うよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、地域の子どもの活動や子育て支援活動を理解し、可能な限りそれらの活動に参加、協力するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 地域の自主的な活動を考慮した、市民と行政の適切なパートナーシップを図ります。
- ・ 子どもの活動や子育て支援活動など地域学習プログラムを開発します。

[ 8 - 4 ] 福祉サービス等の選択制導入への理解者を増やすため、福祉サービス等学習プログラムを開発するとともに、その支援システムを整備します。

目標	必要な情報を得たうえで、的確な福祉サービス等のあり方を考えることのできる市民や企業を増やします。
----	--

(市民の役割)

- ・ 学習会等に積極的に参加し、地域福祉について考えるよう努めます。

(地域の役割)

- ・ 地域の団体は、地域福祉に積極的に貢献するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、地域福祉に積極的に貢献するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 福祉サービス等の実体を知ってもらうための福祉サービス等学習プログラムを開発します。

[ 9 ] 関係機関などへの働きかけ

本計画が有効に推進できるよう関係機関との協力体制を確立するため、関係機関などへ働きかけていきます。

ここでは、

国や県が本計画の実現に必要な措置の実行件数を増やす。

本計画の趣旨を理解し、同様の政策理念のもとに連帯できる自治体を増やす。

本計画の実現に必要な措置を講じてくれる団体や企業を増やす。

という3つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

「 9 - 1 」 国や県が、本計画の実現に必要な措置の実行件数を増やすようにするため、国・県へ制度改正など必要な措置を要望します。

目標	地方への権限委譲を増やします。 本計画の実現に必要な財源を確保します。 現行制度の問題点等を減らします。 市レベルでの対応が困難なものについての協力件数を増やします
----	---

(市民の役割)

- ・ 市民は、社会環境の変化を受け止め、変化に見合った考え方や行動を積極的に実践するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、社会環境の変化を受け止め、変化に見合った考え方や行動を積極的に事業活動に取り入れていくよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 国・県へ制度改正など必要な措置を要望するため、行政内外部の意見調整を行います。

- ・ 積極的に機会をとらえ、国・県へ計画の趣旨等を伝えます。

「 9 - 2 」 本計画の趣旨を理解してもらうため、他の自治体に本計画の考え方を説明します。

目標	<p>近隣の自治体の理解を得るようにします。</p> <p>類似した自治体の理解を得るようにします。</p>
----	--

（市民の役割）

- ・ 市民は、市外の人に対しても、機会があれば積極的に本計画の趣旨等を伝えるよう努めます。

（法人等の役割）

- ・ 事業者は、市外の人に対しても、機会があれば積極的に本計画の趣旨等を伝えるよう努めます。

（行政の役割）

- ・ 積極的に機会をとらえ、計画の趣旨を伝えます。
- ・ 近隣自治体や人口40万人以上の自治体へ計画書を送付します。

[ 9 - 3 ] 本計画の実現に必要な措置を講じてくれる団体や企業等を増やすため、関係団体などに、本計画の考え方を説明し協力を依頼します。

目標	<p>関係団体の理解を得るようにします。</p> <p>企業の理解を得るようにします。</p> <p>地域の理解を得るようにします。</p>
----	--

（市民の役割）

- ・ 市民は、地域の説明会などに積極的に参加するよう努めます。

（地域の役割）

- ・ 地域の団体は、地域の説明会などに積極的に参加するとともに、関係団体

などは、計画の趣旨を地域の人に伝えるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、地域の説明会などに積極的に参加するよう努めます。
- ・ 社会福祉法人は、計画の趣旨を地域の人に伝えるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 地域説明会を開催します。
- ・ 関係団体等へ計画書を送付します。

[ 1 0 ] 人的資源の育成と確保

本計画の趣旨を理解し、その推進の核となる人材や行動できる人材を確保するため、人的資源を育成するとともに、その確保を図ります。

ここでは、

計画の推進に必要な人材を育成する。

計画の推進に必要な人材を確保する。

という2つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 1 0 - 1 ] 計画の推進に必要な人材を育成するため、計画推進に必要な行政職員の政策形成能力等開発プログラム（研修等）を実施します。

目標	計画の趣旨を理解し、他へ広めていくことのできる職員を育成します。 業績評価システムを理解し実践する職員を育成します。 政策形成に能力を発揮する職員を育成します。 社会調査、政策立案、政策実施、政策評価
----	---

（市民の役割）

- ・ 市民は、公正に政策を評価し、機会あるごとに行政に伝えるよう努めます。

（法人等の役割）

- ・ 事業者は、公正に政策を評価し、機会あるごとに行政に伝えるよう努めます。

（行政の役割）

- ・ 計画の推進に必要な各種研修プログラムを開発し、実施します。  
〔職員用ジェンダーフリープログラム〕 等
- ・ 人材育成に積極的に取り組む職場環境づくりを推進します。

[ 1 0 - 2 ] 計画の推進に必要な人材を育成するため、必要な技術習得の研修を実施します。

目標	<p>相談業務等ができる人材を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談 / カウンセリング / サービスの調整</li> <li>・ 子育てボランティア</li> <li>・ 相談等フォローアップボランティア</li> <li>・ 青少年健全育成ボランティア 等</li> </ul>
----	--

(市民の役割)

- ・ 市民は、ボランティア研修などに積極的に参加するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、従業員ができるだけボランティア研修などに参加できるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 相談・カウンセリング研修へ派遣します。
- ・ コーディネーター育成プログラム（研修・講座等）を開発します。
- ・ 子育てボランティア等育成プログラム（研修・講座等）を開発します。

[ 1 0 - 3 ] 計画の推進に必要な人材を確保するため、自助努力評価システムを開発します。

目標	<p>活動できる人材を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てボランティア</li> <li>・ 相談・カウンセリングフォローアップボランティア</li> <li>・ 青少年健全育成ボランティア 等</li> </ul>
----	---

(市民の役割)

- ・ 市民は、ボランティア活動に積極的に参加するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、従業員が、できるだけボランティア活動などに参加できるよう努めます。
- ・ 事業者は、できる限り子どものボランティア活動などを評価するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 自助努力評価システム等開発チームを設置します。  
〔福祉キップ(ボランティア活動の対価として、将来の有料福祉サービスに利用できるクーポンのようなもの)〕 他

[ 1 0 - 4 ] 計画の推進に必要な人材を確保するため、人事管理の適正化を推進します。

目標	政策形成や政策実行力の面で優れた職員、社会調査や業績評価等に堪能な職員を必要な部課に配置します。
----	--

(行政の役割)

- ・ 専門職等の人的資源管理システムの見直しを図ります。
- ・ プロジェクト設置等における公募制の拡大を図ります。

[ 1 1 ] 情報の収集・分析・提供

良質なサービスが、より低い社会コストで必要なだけ確保できるようにするため、情報の収集・分析・提供を行います。

ここでは、

サービス利用者の満足度を高めるとともに、行政内部の合理的な意思決定を図る。

市民が必要なときに必要な情報が得られるようにする。

という2つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 1 1 - 1 ] サービス利用者の満足度を高めるとともに、本計画の遂行に係る関係各課等の合理的な意思決定を図るため、業績評価システムを導入します。

目標	市民ニーズと供給の不一致を減らします。 目標の共通理解を高めます。
----	--------------------------------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、できるだけ公表された業績評価に関心を持つよう努めます。
- ・ 市民は、社会調査等に積極的に応じるよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、できるだけ公表された業績評価に関心を持つよう努めます。
- ・ 事業者は、社会調査等に積極的に応じるとともに、社会福祉法人等は、自らも調査主体となり、必要な調査等は自ら行うよう努めます。

(行政の役割)

- ・ サービス等の評価情報の体系的収集、管理を行います。
- ・ 業績評価基準を作成し、その周知を図ります。
- ・ 福祉サービス市民評価制度の研究開発を行います。
- ・ 民生局情報基盤整備を行います。

〔情報のデータベース化〕〔ネットワーク化〕

〔オープンシステム化〕

等

[ 1 1 - 2 ] 市民が必要なときに必要な情報が得られるようにするため、サービス情報提供システムを構築します。

目標	サービスの認知度を高めます。
----	----------------

（市民の役割）

- ・ 市民は、できるだけ必要な情報の共有化を図ることに協力するよう努めます。

（法人等の役割）

- ・ 事業者は、可能な限り従業員に対し、必要な生活情報を提供するよう努めます。
- ・ 社会福祉法人等は、可能な限り自ら生活情報等を提供するよう努めます。

（行政の役割）

- ・ 子育てガイドブックを作成します。
- ・ マルチメディアを利用した情報提供、収集システムを構築します。

[ 1 2 ] 行財政運営の見直し

良質なサービスが、より低い社会コストで必要なだけ確保できるようにするため、行財政運営を見直します。

ここでは、

計画の達成に必要な資源を有効に配分する。

受益者負担の公平性を高める。

目標と実際の進捗率との差を少なくする。

という3つの目標をかかげ、この目標を達成するために、以下に示す施策群を設定しています。

[ 1 2 - 1 ] 計画の達成に必要な資源を有効に配分するため、資源配分の見直しを行います。

目標	子育て支援サービスの公平性を高めます。
----	---------------------

(市民の役割)

- ・ 市民は、公平な子育て支援サービスの実現に協力するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、公平な子育て支援サービスの実現に協力するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 予算の効率的な執行に努めます。
- ・ 人的資源を最大限有効に生かせるよう努めます。

[ 1 2 - 2 ] 受益者負担の公平性を高めるため各種サービス料金を見直します。

目標	サービスコスト、品質等に応じた料金にします。 保育所利用者のうち保育料の負担を公平と受け止めている者の割合を高めます。
----	--

(市民の役割)

- ・ 市民は、行政からの情報提供を通じ、サービスと負担のあり方について理解するよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 保育料体系を見直します。
- ・ 保育手当を見直します。
- ・ 幼稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園振興費補助金等による保護者や幼稚園運営に対する支援を拡大します。
- ・ ケアプラン作成に係る受益者負担を検討します。

[ 1 2 - 3 ] 目標と実際の進捗率との差を少なくするため、計画の推進体制を確立します。

目標	民意を反映した推進体制を確立します。 目標体系に見合った行政組織を確立します。
----	--

(市民の役割)

- ・ 市民は、計画推進市民会議などへ参画するための公募等にできるだけ積極的に応募するよう努めます。

(法人等の役割)

- ・ 事業者は、可能な範囲で、従業員が計画推進市民会議などへ参画できるよう努めます。

(行政の役割)

- ・ 計画推進市民会議を設置します。
- ・ 行政組織を見直します。

#### 4-5 推進体制

この計画を確実に推進していくために、行政内部における業績評価システムの確立を急ぐとともに、このシステムの円滑な運用に必要な人材育成と人材確保を図っていくものとします。

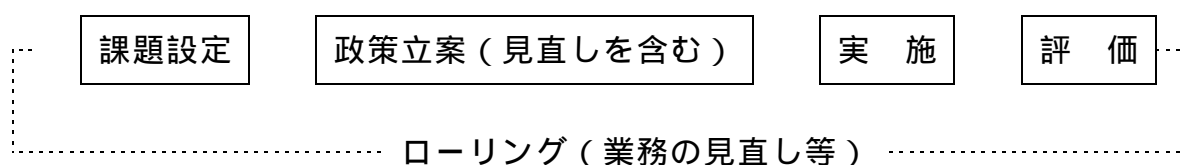
また、本計画達成のために必要な意識の変革と重複サービスの排除等を効果的に行い、サービスの社会的生産性を高めるために、市民や地域、関係団体、法人等の活動の調整とサービスの総合化を推進していくものとします。

##### 4-5-1 業績評価システムの確立

このシステムは、これまで行政に欠けていたサービスの質や量、サービス提供プロセス等の評価を、数値目標の達成度を通して行うことにより、業務の最適化を図り、より速やかに、より合理的に本計画の目的を達成していくものです。

具体的には、次のような政策循環過程を合理化することによって、常により適切な課題設定、立案、実施、評価ができる仕組みを、本計画の体系にそって全庁的に構築し、所期の目的を達成しようというものです。

なお、この数値目標の達成度等を市民に公表することによって、本計画の進捗状況等を明らかにし、市民や地域、法人等が主体的にそれぞれの役割を担ってゆく際の判断基準となることを期待するものです。



##### 4-5-2 目標体系の構築

業績評価システムの効果をより高めるために、本計画の体系を目標別に体系化し、各種サービス間の調整と各種サービスがそれぞれの目標を達成するために設定されているかを明確にします。また、この目標別体系によって、各種サービスに従事している個々の職員が、それぞれの役割を正確に認識できるようになるので、結果的に個々の職員の業務に対する意欲ややりがいをも高めることとなります。

#### 4－5－3 総合調整機能の確立

本計画が社会計画の性格を有していることから、一人ひとりの市民をはじめ、地域、保健・医療・福祉の関係団体や学校法人、社会福祉法人、その他の法人等が、計画の推進のみならず、計画の目的達成に大きな役割を担っています。このため、これら市民等の個々の活動と行政が織物のように有機的に結び合っていく必要があります。

そこで、これら市民等の意識変革とサービスの生産性の向上等が着実に推進されるよう、行政はこれらの活動の調整やサービスの総合化等ができるよう、調整機能を高め、これらの市民等と一体となって推進してゆく体制を確立していきます。

## 第4章 保育サ - ビス等の整備

### 1節 保育サ - ビス等の現状

平成9年度における保育サ - ビス等の実施状況を図表8に示します。

(図表8) 平成9年度における保育サ - ビス等の実施状況

サ - ビス名	平成9年度	サ - ビス名	平成9年度
低年齢児保育	42 所	延長保育 ・午後7時まで	27 所
一時的保育	4 所	・午後6時30分まで	15 所
産休・育休明け入所予約モデル事業	42 所	開所時間延長促進事業	42 所
地域子育て支援センター (併設)	1 所	乳幼児健康支援デイサ - ビス事業	1 所
ファミリー・サポート ・センター	1 所	放課後児童クラブ(学 童保育所)	32 所

は、国の緊急保育対策等5ヶ年事業(平成6年12月18日大蔵・厚生・自治大臣合意)で示された事業。

### 第2節 保育サ - ビス等の将来需要予測

保育サービス等の需要量の予測については、資料に掲記した児童人口推計に基づき次のとおり算定しました。

#### 2 - 1 通常保育サービスの需要量

通常保育サ - ビスの需要量は、保育を必要とする子どもの、おおむね過去10年間の推移や児童人口の推移などを基に推計しました。

通常保育サービスの需要予測

(各年10月1日)

年 度	就学前児童	保育利用児童(需要率)	
平成9年	27,803 人	4,257 人	15.3 %
平成14年	30,912	5,039	16.3
平成19年	29,742	5,145	17.3
平成22年	27,617	4,943	17.9

## 2 - 2 特別保育サービスの需要量

女性調査によれば、特別保育サービスの需要予測は図表9のとおりです。

この結果に基づき、20～30代女性の人口推計と就労の有無と就学前児童の有無、「ある程度の料金を負担してでも、ぜひ利用したい」という強いニーズの割合を連乗して算定しました。

(図表9) 特別保育サービスの需要予測

区 分		全 体	就学前児童あり		子なし就労あり		子なし就労なし
			就労無	就労有	既 婚	未 婚	
回答者数		859	242 28.2%	80 9.3%	90 10.5%	261 30.4%	99 11.5%
延保 長育	ぜひ利用 料金次第	9.5% 34.1%	2.9% 31.0%	13.8% 17.5%	23.3% 44.4%	12.3% 39.8%	8.1% 28.3%
夜保 間育	ぜひ利用 料金次第	8.7% 25.6%	4.5% 20.2%	5.0% 21.3%	14.4% 37.8%	13.0% 29.5%	10.1% 17.2%
24保 時育	ぜひ利用 料金次第	8.1% 17.9%	6.2% 14.5%	6.3% 16.3%	11.1% 28.9%	11.1% 18.4%	6.1% 14.1%
休保 日育	ぜひ利用 料金次第	8.0% 25.5%	5.0% 24.4%	7.5% 26.3%	12.2% 33.3%	11.5% 23.8%	6.1% 18.2%
変保 則育	ぜひ利用 料金次第	10.9% 41.6%	8.3% 40.9%	7.5% 33.8%	16.7% 54.4%	13.0% 43.3%	15.2% 33.3%
一保 時育	ぜひ利用 料金次第	29.0% 37.0%	25.6% 44.2%	25.0% 38.8%	42.2% 33.3%	31.8% 35.2%	25.3% 30.3%

\* 1 ぜひ利用 「ある程度の料金を負担してでも、ぜひ利用したい」の略  
料金次第 「料金しだいでは、利用してもよい」の略

\* 2 上表中網かけ部分は、需要量の算定に採用した数値である。

## 特別保育サービスの需要予測

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
延長保育	933 人	925 人	804 人
(午後8時頃まで)	0 所	1 所	——

- \* 1 24時間保育所での対応を予定している。
- \* 2 未定箇所は、実施計画の見直し時期に検討予定である(以下同じ)。
- \* 3 需要予測モデル算式  
20~30代の女性人口推計×就労有・就学前児童有 9.3% ×「ぜひ利用」  
割合 = 予測値(以下「休日保育」まで同じ)

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
夜間保育	338 人	335 人	291 人
(午後10時頃まで)	0 所	1 所	——

- \* 24時間保育所での対応を予定している。

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
24時間保育	426 人	422 人	367 人
	0 所	1 所	——

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
休日保育	507 人	503 人	437 人
	0 所	1 所	——

- \* 24時間保育所での対応を予定している。

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
一時的保育 (合算値)	2,503 人	5,709 人	4,959 人
(変則保育と一時保育)	4 所	5 所	——

- \* 1 平成9年度は実績値である。
- \* 2 1所あたり受入れ可能人員は年延で1,300人程度である。
- \* 3 変則保育とは、毎日でなく週3日以内でも行ってくれる保育(実際は一時保育と組み合わせて同一保育所で行っている)をいう。
- \* 4 一時的保育サービスについては、高い需要があることが推定されるが、現実的には極めて利用の少ない保育所があることと、平成9年度に開始したファミリーサポートセンターの需要動向の見極めが必要とされることから、さらに詳細な調査を必要とする。

## 2 - 3 地域保育サービスの需要

地域保育サービスの需要量については、実績値に基づき計画箇所を決定しました。

### 地域保育サービスの需要予測

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
乳幼児健康支援 デイサービス	1日あたり実績 1.7人	1.7人	1.7人
	1所 定員4名	1所 定員4	——

\* 就学前児童数に大きな変化がみられない限り、需要が高まることは予測しがたいが、実施箇所が現在は1か所なので、潜在需要があることは想定される。将来的には、需要動向を勘案しつつサービスの展開を考えていく予定である。

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
子育て支援 センター	相談件数 766件	1,200件	1,200件
	1所	3所	——

\* 平成14年度以降の需要量は推計である。

## 2 - 4 放課後児童クラブの需要

放課後児童クラブの需要量については、入所率は実績に基づき一定とし、児童数（小学校1～3年生）の推計に基づき算定しました。

### 放課後児童クラブの需要予測

サービス名	平成9年度	平成14年度	平成22年度
放課後児童 クラブ	利用児童数 1,046人	1,251人	1,250人
	32所 定員 1,320名	33所 定員 1,380名	——

# 松戸市こども育成計画

平成10年3月

---

発行 松戸市

〒 271-8588 松戸市根本387番地の5

047-366-1111

FAX 047-366-0742

---

編集 松戸市民生局社会福祉部 保育課

---

この資料は、松戸市のホームページからPDFファイルにより配布したものです。

<http://www.intership.ne.jp/mcity/matsudo/>